

資料 1－3

青森県障害福祉サービス実施計画

(第 5 期 計 画)

原 案

平成30年3月

青 森 県

目 次

I はじめに	
1 趣旨	3
2 基本理念と基本的目標	4
3 計画の性格と位置付け	4
4 設定期間	4
5 圏域の設定	5
6 他計画との関係	6
7 策定後の調査、分析及び評価	6
II 障害保健福祉の現状と課題	
1 障害者手帳所持者の状況	7
2 精神障害者の入退院の状況	10
3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系	11
4 障害福祉サービス事業者等の指定の状況	13
5 第4期計画の指定障害福祉サービス等の進捗状況	14
6 障害者の雇用・就業の状況	24
7 特別支援教育の状況	27
8 第4期計画における本県の障害福祉に関する課題	29
III 成果目標と推進方策	
1 計画の全体イメージ	31
2 地域生活支援拠点等の整備	32
3 福祉施設の入所者の地域生活への移行	33
4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	34
5 福祉施設から一般就労への移行等	36
6 障害児支援の提供体制の整備等	37
IV 成果目標達成のための活動指標	
1 指定障害福祉サービス等の見込量	39
2 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数	47
3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃	48
4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	49
5 発達障害者等に対する支援	49
V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成	
1 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備	50
2 相談支援の提供体制の確保	51
3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上	52
4 障害者の生活を支援する人材の育成	54
5 障害者虐待防止のための職員の資質向上	55
VI 地域生活支援事業等	
1 市町村が実施する地域生活支援事業等	56
2 県が実施する地域生活支援事業等	58
3 各事業の見込量の確保の方策	67
VII 教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組	
1 教育行政における支援	68
2 雇用行政における支援	69
3 農業行政における支援	69
4 福祉行政における支援	69

I はじめに

平成 18 年 4 月、障害のある人々が利用できるサービスを一元化し、障害者の地域生活と就労の推進を図ることを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。この法律は、平成 24 年 6 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正され、平成 25 年 4 月（一部は平成 26 年 4 月）に施行されました。

「障害者総合支援法」の主なポイントは、次のとおりです。

① 目的・理念

「自立」という表現に代わって「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害福祉サービスによる支援に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととした。

② 障害者の範囲の見直し

支援の対象として、身体障害者、知的障害者、精神障害者のほか、一定の難病（平成 29 年 4 月現在 358 疾病）の患者が加えられた。

③ 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」から障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして「障害支援区分」に改められた。

④ 障害者に対する支援の見直し

障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、ケアホームはグループホームに一元化された。また、「重度訪問介護」及び「地域移行支援」は、それぞれ利用対象が拡大された。

⑤ 地域生活支援事業の見直し

市町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加された。都道府県については、意思疎通支援を行う特に専門性の高い者の養成・派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る広域的な対応が必要な事業が追加された。

⑥ サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画に必ず定める事項を増やすほか、いわゆる P D C A サイクルにそって計画を見直すことを規定し、サービス提供体制を計画的に整備することとした。

⑦ 検討規定

障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方など幅広い内容について、法律施行後 3 年を目途に検討を行い、所要の措置を講ずることとした。

上記⑦検討規定を踏まえ、障害者が自らの望む地域生活を営むことができよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充を図るほか、サービスの質の確保、向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が平成28年5月に改正され、平成30年4月（一部は平成28年6月）に施行されます。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正の概要は、次のとおりです。

① 障害者の望む地域生活の支援

「自立生活援助」及び「就労定着支援」を新設するとともに、「重度訪問介護」について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。また、低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担を軽減できる仕組みを設けることとした。

② 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設するとともに、「保育所等訪問支援」について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。また、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるとともに、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとした。

③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。また、都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公開する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備することとした。

1 趣旨

この計画は、平成25年3月に策定した障害者施策推進の基本計画である「第3次青森県障害者計画」の基本理念（※）を踏まえ、次に掲げる点に配慮しつつ、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、青森県における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保を図ることを目的としています。

（1）障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図ります。

（2）障害福祉サービスの充実と均てん化

身近な地域で、必要な時に適宜必要なサービスや支援が得られるなど、サービスの充実を図るとともに、地域間での障害福祉サービスの均てん化を図ります。

（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

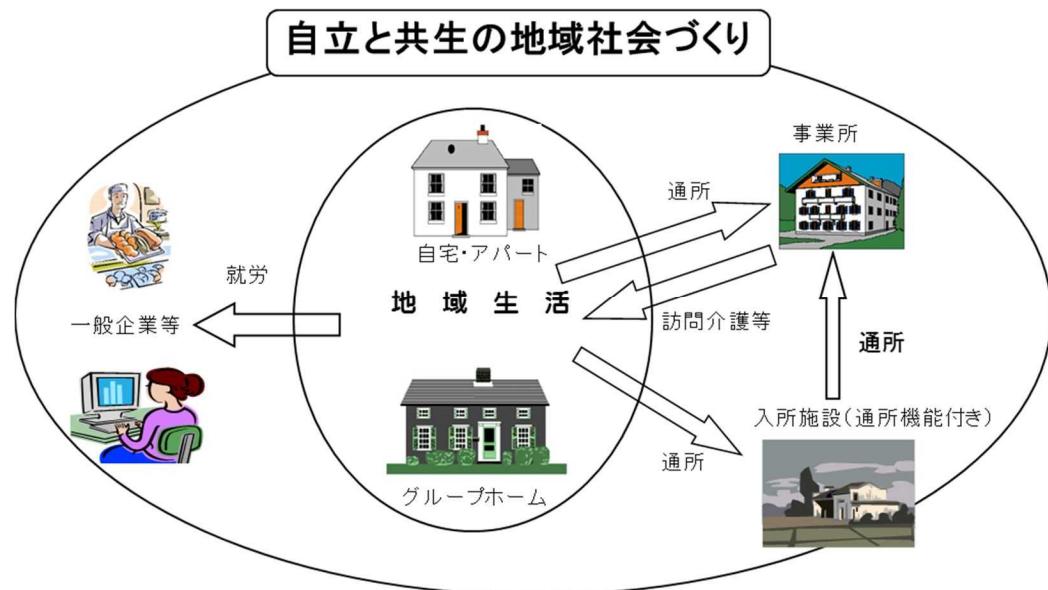
障害者等の自立の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応し、障害者等の生活を地域全体で支えることのできる体制を整備します。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれることなく、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

（5）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。



※「第3次青森県障害者計画」の基本理念

「インクルーシブ社会」の理念を踏まえ、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

2 基本理念と基本的目標

(1) 基本理念

障害者が、住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる青森県をめざします

(2) 基本的目標

① 障害者が**その人らしく自立**できるようニーズに合った**障害福祉サービスの充実**

障害のある人が県内どこに住んでいても、その人らしく自立し必要なサービスが受けられるよう障害福祉サービスの充実を図ります。

② 障害者支援施設及び精神科病院から**住み慣れた地域**への移行の推進

障害者が自立し住み慣れた地域において生活できるよう、グループホーム等の充実を図り、障害者支援施設及び精神科病院からの地域生活への移行を推進します。

③ 障害者が**自立し安心した生活を送る**ため**福祉施設から一般就労への移行の推進**

障害のある人の自立の観点から、就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつく支援体制と、能力の向上が図れるような支援体制の整備に努めます。

④ 障害のある子どもが**身近な地域**で**必要な支援が受けられる**障害児支援の提供体制の整備

保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築を図ります。

⑤ 障害者が**安心した生活を送る**ため**相談支援体制の充実と専門性の高い人材の確保**

障害者が安心した生活を送れるよう、専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに質の高い人材育成に努めます。

3 計画の性格と位置付け

- ・障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条22第1項の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」
- ・障害者基本法第11条第2項の規定に基づき策定している「第3次青森県障害者計画」の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

4 設定期間

- ・平成30年度から平成32年度までの3年間とします。
- ・平成32年度には達成状況等を点検・評価するほか、毎年度中間評価を行います。これに伴い、計画における目標等について計画期間中でも見直す場合があります。

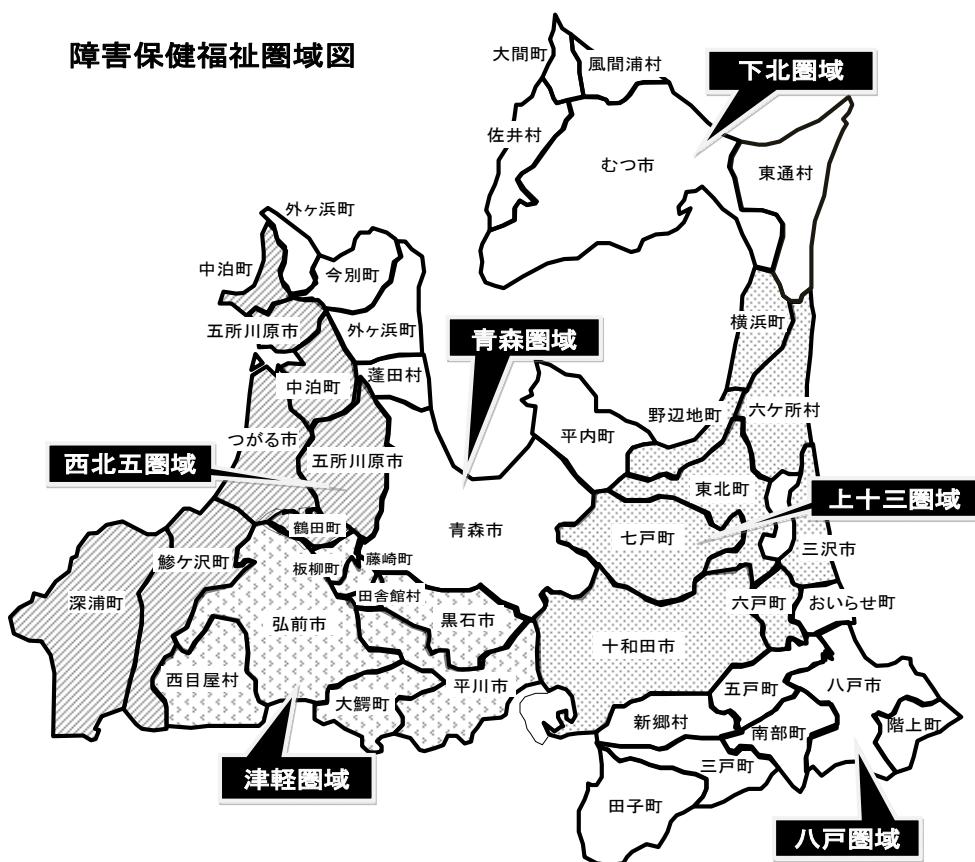
5 圏域の設定

障害保健福祉圏域については、第3次青森県障害者計画で定めている6つの圏域によることとします。なお、事業によっては圏域を越えて実施する場合があります。

(単位:人)

圏域名	圏域人口と手帳交付人数			構成市町村	
	区分	平成26年3月末	平成29年3月末		
青森地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	304,138			
	身体障害者	14,243	14,426	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町	
	知的障害者	2,510	2,717		
	精神障害者	2,546	2,778		
	障害者計	19,299	19,921		
津軽地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	285,610		弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町	
	身体障害者	14,978	14,241		
	知的障害者	2,417	2,562		
	精神障害者	2,295	2,522		
	障害者計	19,690	19,325		
八戸地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	317,699		八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	
	身体障害者	13,701	13,467		
	知的障害者	2,984	3,262		
	精神障害者	2,743	2,955		
	障害者計	19,428	19,684		
西北五地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	127,163		五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	
	身体障害者	7,189	6,901		
	知的障害者	1,529	1,407		
	精神障害者	1,058	1,148		
	障害者計	9,776	9,456		
下北地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	71,724		むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	
	身体障害者	3,850	3,492		
	知的障害者	886	919		
	精神障害者	513	565		
	障害者計	5,249	4,976		
上十三地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	172,628		十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村	
	身体障害者	8,380	7,748		
	知的障害者	1,479	1,742		
	精神障害者	1,247	1,351		
	障害者計	11,106	10,841		
合計	人口	1,278,962			
	身体障害者	62,341	60,275		
	知的障害者	11,805	12,609		
	精神障害者	10,402	11,319		
	障害者計	84,548	84,203		

※ 圏域人口：平成29年9月1日県推計人口 手帳人数：県調査



6 他計画との関係

この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画未来を変える挑戦」、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県保健医療計画」、「青森県老人福祉計画」、「青森県介護保険事業支援計画」、「青森県子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図っています。

7 策定後の調査、分析及び評価

本計画の推進にあたっては、成果目標、活動指標等について、毎年度、実績を調査し、障害者施策の動向を踏まえながら分析・評価を行い、青森県障害者施策推進協議会等の会議において、今後の計画の推進に向けた意見を伺うなど、県民、事業者、関係団体、市町村等の協力を得ながら本計画の着実な推進を図ります。

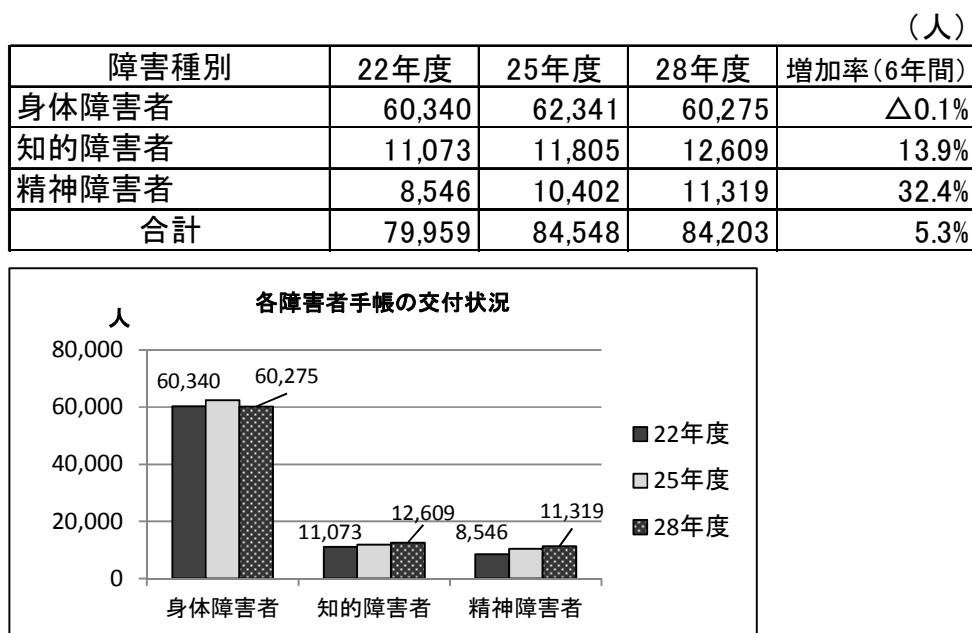
II 障害保健福祉の現状と課題

1 障害者手帳所持者の状況

青森県で交付している障害者手帳には、(1) 身体障害者手帳、(2) 愛護(療育)手帳(※)、(3) 精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

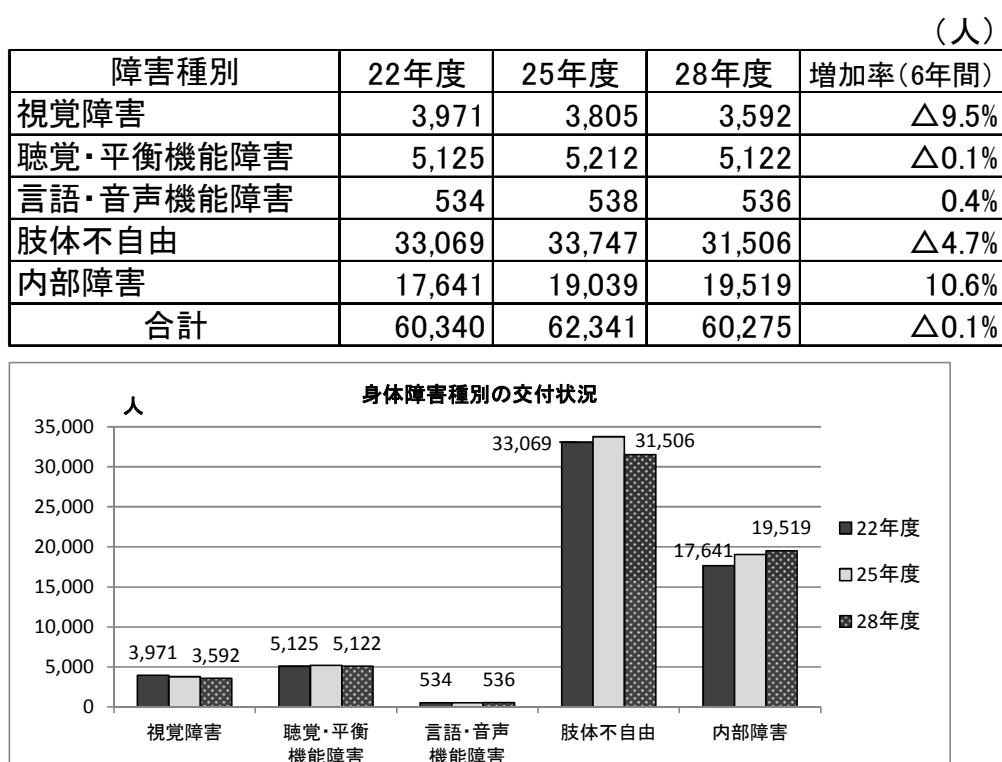
手帳の交付状況の推移をみると、知的障害者及び精神障害者が増加傾向にあります。

※ 青森県では、知的障害者に交付する手帳を「愛護手帳」という名称で使用しています。



(1) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付状況を障害種別にみると、内部障害が増加傾向にあります。



(1) 身体障害者（18歳以上の者への交付者数）

平成29年3月31日現在の交付者数は59,266人で、構成比では視覚障害6.0%、聴覚・平衡機能障害8.5%、音声・言語機能障害0.9%、肢体不自由52.1%、内部障害32.5%となっています。

（平成29年3月31日現在）

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	全国の構成比
視覚障害	1,414	919	226	247	410	341	3,557 (6.0%)	(6.6%)
聴覚・平衡機能障害	70	1,263	593	1,152	24	1,917	5,019 (8.5%)	(8.5%)
言語・音声機能障害	14	22	350	147	0	0	533 (0.9%)	(1.2%)
肢体不自由	7,980	6,431	5,395	7,714	2,300	1,051	30,871 (52.1%)	(53.4%)
内部障害	12,729	112	2,833	3,612	0	0	19,286 (32.5%)	(30.3%)
合計	22,207	8,747	9,397	12,872	2,734	3,309	59,266 (100.0%)	(100.0%)

(2) 身体障害児（18歳未満の児童への交付者数）

平成29年3月31日現在の交付者数は、1,009人で、構成比では視覚障害3.5%、聴覚・平衡機能障害10.2%、音声・言語機能障害0.3%、肢体不自由62.9%、内部障害23.1%となっています。

（平成29年3月31日現在）

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	全国の構成比
視覚障害	24	1	3	0	4	3	35 (3.5%)	(4.8%)
聴覚・平衡機能障害	0	40	17	15	0	31	103 (10.2%)	(15.9%)
言語・音声機能障害	0	0	0	3	0	0	3 (0.3%)	(0.9%)
肢体不自由	299	167	43	42	31	53	635 (62.9%)	(60.4%)
内部障害	123	2	48	60	0	0	233 (23.1%)	(18.0%)
合計	446	210	111	120	35	87	1,009 (100.0%)	(100.0%)

（2）愛護（療育）手帳の交付状況

青森県では、知的障害者（児）に対する一貫した指導、相談を行うとともに、各種援護助成措置を受けやすくすることを目的として、昭和49年から愛護手帳（療育手帳）を交付しています。

平成29年3月31日現在の交付者数は12,609人で、性別では男59.7%、女40.3%、児者別では児18.7%、者81.3%、障害種別では重度39.7%、中軽度60.3%となっています。また、全体的に増加傾向にあります。

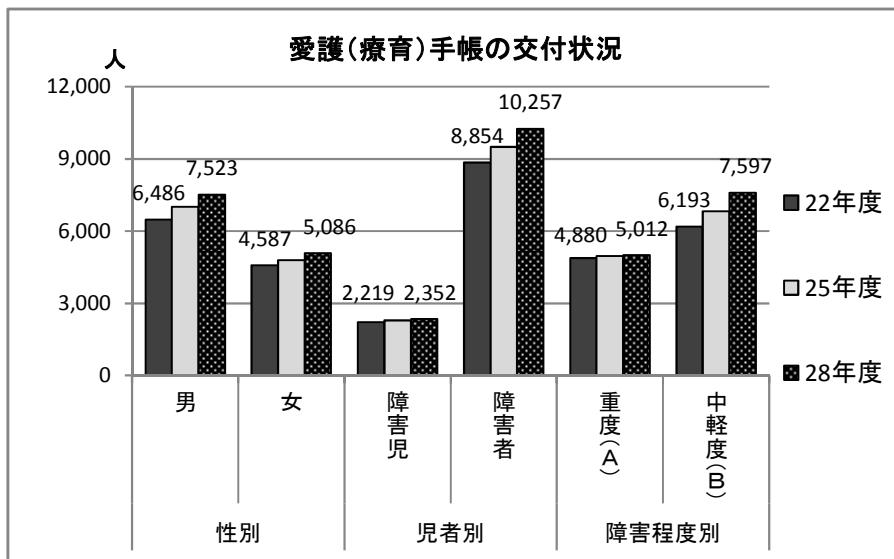
（平成29年3月31日現在）

	性別		児者別		程度別		総数
	男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)	
本県の人数	7,523	5,086	2,352	10,257	5,012	7,597	12,609
構成比	(59.7%)	(40.3%)	(18.7%)	(81.3%)	(39.7%)	(60.3%)	(100.0%)
全国の構成比	-	-	(25.1%)	(74.9%)	(38.4%)	(61.6%)	(100.0%)

※重度（A）と中軽度（B）の区分について

愛護（療育）手帳は、県内児童相談所又は青森県障害者相談センター（知的障害者更生相談所）において、知的障害者と判定された方に対して交付されます。

	基 準
重度(A)	①知能指数が概ね 35 以下であって、次のいずれかに該当すること ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする ・異食、興奮などの問題行動を有する ②知能指数が概ね 50 以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等の身体障害等級が3級以上
中軽度(B)	重度(A)以外

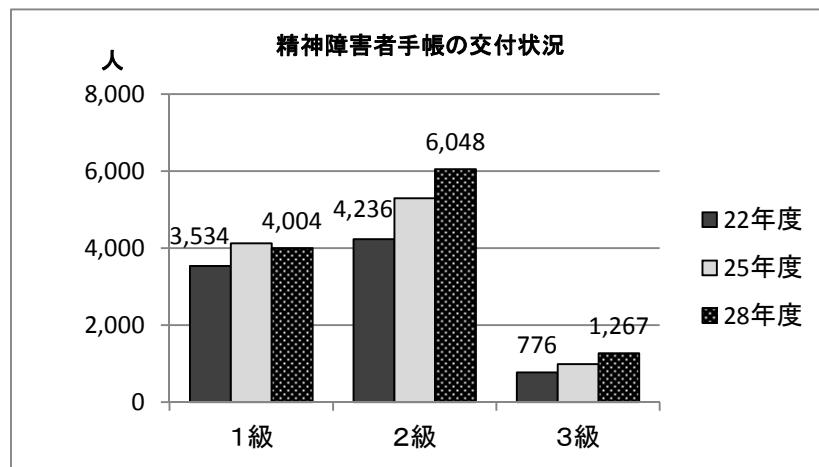


(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

青森県では、精神障害者の保健福祉向上を目的として、平成 7 年 10 月から精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

平成 29 年 3 月 31 日現在の交付者数は 11,319 人で、1 級、2 級が多くを占め、全ての級で増加傾向にあります。

(平成 29 年 3 月 31 日現在) (人)		
等級別	交付者数	全国の構成比
1 級	4,004 (35.4%)	(12.6%)
2 級	6,048 (53.4%)	(59.8%)
3 級	1,267 (11.2%)	(27.6%)
合計	11,319 (100.0%)	(100.0%)



(4) 重症心身障害児（者）の状況

平成 29 年 11 月 1 日現在の重症心身障害児（者）については、18 歳以上が 373 人、18 歳未満が 108 人となっています。

なお、重症心身障害児（者）については、判断基準を国が明確に示していないところであるが、「大島の分類」という方法で判断することが一般的とされており、当該分類に該当すると思われる「身体障害者手帳の肢体不自由（下肢 1 級、体幹 1・2 級）又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能 1 級）を所持し、愛護手帳（療育手帳）の重度（A）を所持する者」についての状況です。

（平成 29 年 11 月 1 日現在） （人）

	重症心身障害児（者）数
18 歳以上	373
18 歳未満	108
計	481

2 精神障害者の入退院の状況

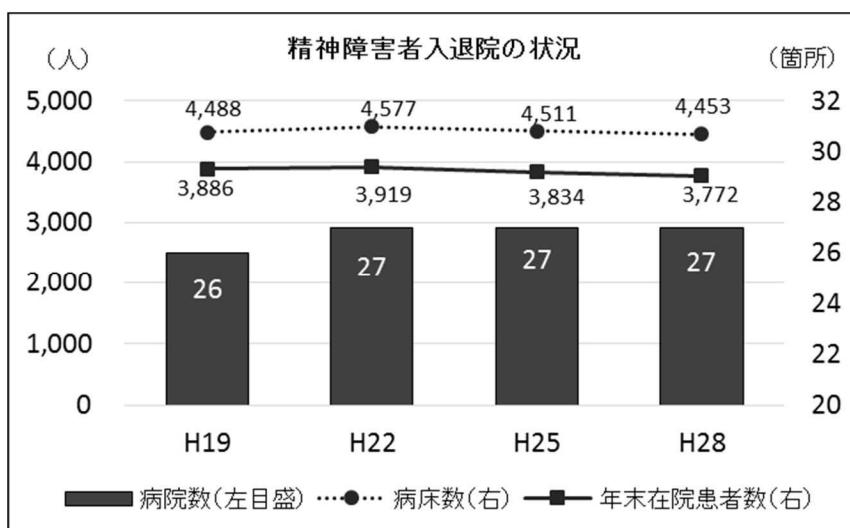
精神科病院への入退院状況をみると、病床数及び在院患者数は概ね減少傾向にあります。

（各年度 12 月 31 日現在）

（単位：箇所、人）

区分	19 年度	22 年度	25 年度	28 年度
病院数	26	27	27	27
病床数	4,488	4,577	4,511	4,453
前年末在院患者数	3,996	3,936	3,865	3,725
入院患者数※	5,270	5,730	6,085	5,971
退院患者数※	5,380	5,747	6,116	5,924
本年末在院患者数	3,886	3,919	3,834	3,772

※1 月 1 日から 12 月 31 日までに入院（退院）した患者数



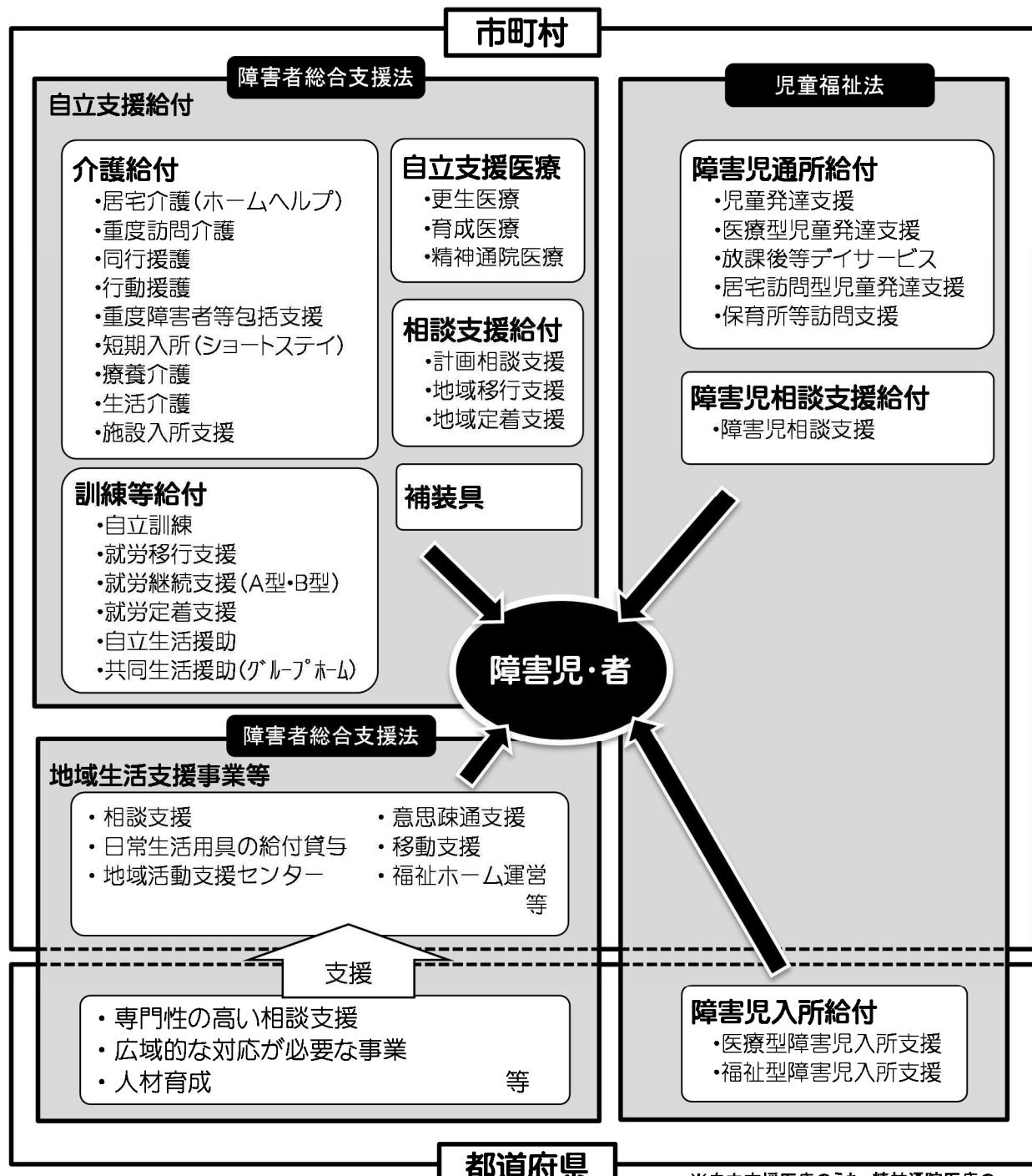
3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系

【障害者総合支援法・児童福祉法による総合的な給付システムの全体像】

障害者を支援するサービスには、障害者総合支援法に基づいて個別に支給が行われる「自立支援給付」と、市町村等の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」のうち介護給付と訓練等給付を「障害福祉サービス」といい、介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける訓練等給付とでは、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

また、障害児を支援するサービスとして、児童福祉法に基づいて行われる障害児の通所や入所、相談支援に係る給付があります。



※自立支援医療のうち、精神通院医療の
実施主体は都道府県及び指定都市

【サービスの種類】

介護給付系	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓練等給付系	日中活動系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援 (H30.4から)	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	居住系	自立生活援助 (H30.4から)	施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援事業	計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。	
	地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。	
	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。	
児童福祉法に基づくサービス	児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。	
	居宅訪問型児童発達支援 (H30.4から)	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。	
	医療型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	
	福祉型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。	
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。	

4 障害福祉サービス事業者等の指定の状況

[指定障害福祉サービス事業者等の状況] (平成 29 年 10 月 1 日現在)

(単位 : 箇所・人)

圏域	訪問系 サービス		生活介護		自立訓練 (機能訓練)		自立訓練 (生活訓練)		就労移行 支援		就労継続 支援(A型)		就労継続 支援(B型)	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	205	-	35	1,323			6	85	6	69	23	375	46	894
津軽	192	-	33	991			9	103	9	84	21	375	34	648
八戸	101	-	38	971	1	10	5	28	15	146	18	293	50	1,023
西北五	116	-	17	505	3	30	5	66	8	60	12	195	23	406
下北	44	-	6	220			2	40	3	36	2	45	8	174
上十三	92	-	17	627			10	161	10	119	9	105	31	642
計	750	-	146	4,637	4	40	37	483	51	514	85	1,388	192	3,787

圏域	療養介護		短期入所		共同生活 援助		施設入所 支援		計画相談 支援		地域移行 支援		地域定着 支援	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	1	200	15	39	25	526	16	712	29	-	13	-	13	-
津軽			20	67	29	402	15	624	30	-	11	-	11	-
八戸	3	182	20	103	27	430	12	595	39	-	12	-	12	-
西北五			10	46	38	389	7	234	21	-	10	-	10	-
下北			8	39	4	50	4	160	6	-	3	-	3	-
上十三			12	21	24	263	9	458	23	-	17	-	17	-
計	4	382	85	315	147	2,060	63	2,783	148	-	66	-	66	-

圏域	児童発達 支援		放課後等 デイサービス		保育所等 訪問支援		医療型児童 発達(センター)		福祉型児童 発達(センター)		医療型児童 入所支援		福祉型児童 入所支援		障害児 相談支援	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	9	87	23	233	1	-	1	5	1	30	1	120	2	36	17	-
津軽	4	40	24	255	3	-			3	50			3	85	22	-
八戸	4	45	30	340	5	-	1	40	2	60	3	182	1	50	33	-
西北五	5	40	7	70	1	-							1	30	13	-
下北	2	13	4	47		-							1	30	4	-
上十三	6	60	16	170	1	-							1	40	21	-
計	30	285	104	1,115	11	-	2	45	6	140	4	302	9	271	110	-

[事業者数の平成 26 年との比較]

(単位: 箇所)

	訪問系 サービス	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援(A型)	就労継続 支援(B型)	療養介護	短期入所	共同生活 援助	施設入所 支援	計画相談 支援	地域移行 支援	地域定着 支援
H26年10月	699	130	4	45	59	48	152	4	80	130	64	41	62	62
H29年10月	750	146	4	37	51	85	192	4	85	147	63	89	66	66

	児童発達 支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	医療型児童 発達(センター)	福祉型児童 発達(センター)	医療型児童 入所支援	福祉型児童 入所支援	障害児 相談支援
H26年10月	18	71	6	2	5	4	9	90
H29年10月	30	104	11	2	6	4	9	110

5 第4期計画の指定障害福祉サービス等の進捗状況

(1) 第4期計画の成果目標に係る実績

第4期計画の成果目標			実績		
内 容		H29	H28	達成率	
1	地域生活支援拠点等の整備		6 圏域に各 1 拠点以上	0 拠点	0.0%
2	福祉施設の入所者の地域生活への移行				
	障害者支援施設から地域生活への移行者数		359 人	12 人 (H26~28 で 50 人)	13.9%
3	入院中の精神障害者の地域生活への移行		2,464 人 (△103 人)	2,530 人 (△37 人)	35.9%
	精神科病院入院後 3 ヶ月時点の退院率		64%	(※2) 61.3%	95.8%
	精神科病院入院後 1 年時点の退院率		91%	(※2) 89.8%	98.7%
4	精神科病院における 1 年以上の長期在院者数		1,902 人 (△418 人)	(※2) 2,177 人 (△143 人)	34.2%
	福祉施設 (※1) から一般就労への移行				
	福祉施設から一般就労への移行者数		174 人	125 人	71.8%
	就労移行支援事業の利用者数		654 人	338 人	51.7%
	就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所		50%	25.6%	51.2%

※1 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行う事業所

※2 H27 の実績

(2) 指定障害福祉サービス等の圏域ごとの状況

計画及び実績とも 1 か月分のサービス量です。29 年度の実績は見込値とし、さらに圏域人口千人当たりの実績量、計画に対する進捗率を掲載しています。

【訪問系サービス】

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援事業

利用者は増加傾向にありますが、青森・西北圏域と八戸・上十三圏域とではサービス量に較差が見られます。

(単位:時間)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	
青森	18,228	18,967	25,870	20,088	66.1	77.6%
津軽	8,297	9,237	10,736	9,712	34.0	90.5%
八戸	5,038	5,331	4,729	5,301	16.7	112.1%
西北五	5,476	5,447	6,443	5,403	42.5	83.9%
下北	1,650	2,000	1,681	2,458	34.1	146.2%
上十三	4,204	3,901	5,081	4,102	23.8	80.7%
計	42,893	44,883	54,540	47,064	36.8	86.3%
人數置換	2,383 人	2,494 人	3,030 人	2,615 人		

※ 人數は 1 人当たり 18 時間 (1 か月の平均的な利用時間数) で算定

【日中活動系サービス】〔②生活介護事業～⑨短期入所事業〕

自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）及び就労移行支援事業は計画の見込値に比べ進捗率が低くなっています。就労継続支援A型では進捗率は100%を超えていました。

② 生活介護事業

(単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	19,049	19,575	24,732	20,653	67.9	83.5%
津軽	18,135	18,117	18,702	18,154	63.5	97.1%
八戸	19,033	18,909	18,714	18,878	59.4	100.9%
西北五	11,059	11,304	10,190	11,518	90.7	113.0%
下北	5,817	5,687	6,253	5,660	78.6	90.5%
上十三	10,724	10,664	11,355	10,658	62.0	93.9%
計	83,817	84,256	89,946	85,521	66.9	95.1%
人数置換	4,191人	4,213人	4,497人	4,276人		

※ 人数は1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(注) 人日＝「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

③ 自立訓練事業（機能訓練）

(単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	0	1	39	8	0.0	20.5%
津軽	31	44	89	42	0.1	47.2%
八戸	29	9	71	0	0	0%
西北五	241	91	614	68	0.5	11.1%
下北	0	0	22	0	0	0%
上十三	4	4	81	5	0.0	6.2%
計	305	149	916	123	0.1	13.4%
人数置換	15人	7人	46人	6人		

※ 人数は1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

④ 自立訓練事業（生活訓練）

(単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	854	613	1,879	636	2.1	33.8%
津軽	1,051	764	1,848	622	2.2	33.7%
八戸	761	439	1,521	462	1.5	30.4%
西北五	1,195	850	2,380	736	5.8	30.9%
下北	483	529	706	526	7.3	74.5%
上十三	816	1,010	1,841	1,076	6.3	58.4%
計	5,160	4,205	10,175	4,058	3.2	39.9%
人数置換	258人	210人	509人	203人		

※ 人数は1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(5) 就労移行支援事業

(単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	1,669	1,212	2,342	1,058	3.5	45.2%
津軽	859	1,190	1,893	939	3.3	49.6%
八戸	1,858	1,285	2,587	1,180	3.7	45.6%
西北五	918	1,073	1,156	928	7.3	80.3%
下北	351	341	753	305	4.2	40.5%
上十三	883	983	3,041	1,067	6.2	35.1%
計	6,538	6,084	11,772	5,477	4.3	46.5%
人数置換	363人	338人	654人	304人		

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

(6) 就労継続支援(A型)事業

(単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	5,665	6,318	8,119	7,929	26.1	97.7%
津軽	4,469	5,766	3,235	5,994	21.0	185.3%
八戸	4,300	4,641	3,129	4,955	15.6	158.4%
西北五	3,232	3,594	3,120	3,727	29.3	119.5%
下北	652	663	1,051	612	8.5	58.2%
上十三	1,146	1,285	1,436	1,323	7.7	92.1%
計	19,464	22,267	20,090	24,540	19.2	122.2%
人数置換	1,081人	1,237人	1,116人	1,363人		

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

(7) 就労継続支援(B型)事業

(単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	11,081	12,147	19,251	12,673	41.7	65.8%
津軽	11,197	11,661	10,019	11,479	40.1	114.6%
八戸	16,631	18,444	16,388	18,785	59.1	114.6%
西北五	7,044	7,423	7,226	7,688	60.5	106.4%
下北	3,430	3,594	4,007	4,156	57.7	103.7%
上十三	10,843	11,046	10,957	11,243	65.4	102.6%
計	60,226	64,315	67,848	66,024	51.6	97.3%
人数置換	3,346人	3,573人	3,769人	3,668人		

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

(8) 療養介護事業

(単位:人)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	56	58	60	61	0.2	101.7%
津軽	50	50	56	48	0.2	85.7%
八戸	66	66	71	68	0.2	95.8%
西北五	37	38	41	38	0.3	92.7%
下北	16	16	14	16	0.2	114.3%
上十三	44	44	45	46	0.3	102.2%
計	269	272	287	277	0.2	96.5%

(9) 短期入所事業

(単位:人日)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	425	426	531	564	1.9	106.2%
津軽	661	732	966	774	2.7	80.1%
八戸	499	644	677	757	2.4	111.8%
西北五	803	792	1,030	807	6.4	78.3%
下北	156	184	146	215	3.0	147.3%
上十三	147	171	230	183	1.1	79.6%
計	2,691	2,949	3,580	3,300	2.6	92.2%
人数置換	269人	295人	358人	330人		

※ 人数は1人当たり10日(1か月の平均的な利用日数)で算定

【居住系サービス】〔(10)共同生活援助事業～(11)施設入所支援事業〕

地域生活への移行推進により、共同生活援助事業の利用者は増加傾向にあり、進捗率は県全体で90%以上となっていますが、施設入所支援事業の利用者(施設入所者数)については、平成29年度の実績は計画を上回る(入所者の削減が進んでいない)状況となっています。

(10) 共同生活援助事業

(単位:人)

圏域	27年度	28年度	29年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	246	248	297	255	0.8	85.9%
津軽	274	323	374	326	1.1	87.2%
八戸	372	402	427	397	1.2	93.0%
西北五	333	333	362	345	2.7	95.3%
下北	87	87	82	91	1.3	111.0%
上十三	234	251	248	260	1.5	104.8%
計	1,546	1,644	1,790	1,674	1.3	93.5%

⑪ 施設入所支援事業

(単位:人)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	543	545	522	544	1.8	104.2%
津軽	526	518	493	514	1.8	104.3%
八戸	540	532	537	531	1.7	98.9%
西北五	320	320	313	318	2.5	101.6%
下北	216	211	206	206	2.9	100.0%
上十三	402	404	393	401	2.3	102.0%
計	2,547	2,530	2,464	2,514	2.0	102.0%

【相談支援】〔⑫計画相談支援事業～⑯地域定着支援事業〕

地域相談支援事業（地域移行支援事業・地域定着支援事業）は、利用者が少ない状況にあり、今後地域移行を進めるために利用の促進を図る必要があります。

⑫ 計画相談支援事業

(単位:人)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	392	410	370	425	1.4	114.9%
津軽	411	367	341	336	1.2	98.5%
八戸	564	560	232	510	1.6	219.8%
西北五	359	378	178	283	2.2	159.0%
下北	138	144	113	139	1.9	123.0%
上十三	324	302	206	325	1.9	157.8%
計	2,188	2,161	1,440	2,018	1.6	140.1%

⑬ 地域移行支援事業

(単位:人)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	1	11	10	13	0.0	130.0%
津軽	0	0	18	1	0.0	5.6%
八戸	0	1	23	0	0	0%
西北五	1	1	8	1	0.0	12.5%
下北	1	0	7	2	0.0	28.6%
上十三	0	0	9	1	0.0	11.1%
計	3	13	75	18	0.0	24.0%

(14) 地域定着支援事業

(単位:人)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	8	12	8	13	0.0	162.5%
津軽	23	23	27	25	0.1	92.6%
八戸	2	1	23	1	0.0	4.3%
西北五	1	0	6	0	0	0%
下北	0	0	6	0	0	0%
上十三	0	0	10	1	0.0	10.0%
計	34	36	80	40	0.0	50.0%

【障害児通所・入所・相談支援】〔(15)児童発達支援事業～(21)障害児相談支援事業〕

児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業などの障害児通所支援の利用者は増加傾向となっており、県全体の進捗率は約 90% となっています。障害児入所支援である医療型児童入所支援事業及び福祉型児童入所支援事業の利用者は横ばい傾向にあります。

(15) 児童発達支援事業

(単位:人日)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	1,018	1,055	1,740	1,469	4.8	84.4%
津軽	1,292	1,402	1,353	1,379	4.8	101.9%
八戸	1,621	1,688	1,560	1,282	4.0	82.2%
西北五	376	355	303	386	3.0	127.4%
下北	83	157	28	149	2.1	532.1%
上十三	623	677	1,016	552	3.2	54.3%
計	5,013	5,334	6,000	5,217	4.1	87.0%
人数置換	418 人	445 人	500 人	435 人		

※ 人数は 1 人当たり 12 日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(16) 放課後等デイサービス事業

(単位: 人日)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	3,048	3,555	5,270	4,107	13.5	77.9%
津軽	5,300	5,493	6,364	6,433	22.5	101.1%
八戸	5,746	6,416	6,718	6,598	20.7	98.2%
西北五	1,624	1,650	1,654	1,750	13.8	105.8%
下北	829	914	928	892	12.4	96.1%
上十三	2,280	2,557	3,183	2,933	17.1	92.1%
計	18,827	20,585	24,117	22,713	17.8	94.2%
人数置換	1,569 人	1,715 人	2,010 人	1,893 人		

※ 人数は 1 人当たり 12 日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(17) 保育所等訪問支援事業

(単位：人日)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	3	6	5	7	0.0	140.0%
津軽	15	10	32	10	0.0	31.3%
八戸	1	2	32	6	0.0	18.8%
西北五	0	1	10	1	0.0	10.0%
下北	0	0	0	0	0	0%
上十三	0	20	37	25	0.1	67.6%
計	19	39	116	49	0.0	42.2%
人数置換	10 人	20 人	58 人	25 人		

※ 人数は1人当たり2日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(18) 医療型児童発達支援事業

(単位：人日)

圏 域	27 年度	28 年度	29 年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	51	49	75	52	0.2	69.3%
津軽	13	12	36	21	0.1	58.3%
八戸	106	179	159	140	0.4	88.1%
西北五	10	15	16	4	0.0	25.0%
下北	10	1	0	2	0.0	皆増
上十三	49	45	109	53	0.3	48.6%
計	239	301	395	272	0.2	68.9%
人数置換	40 人	50 人	66 人	45 人		

※ 人数は1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(19) 医療型児童入所支援事業

(単位：人)

	27 年度	28 年度	29 年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
県全体	49	59	44	55	0.0	125.0%

(20) 福祉型児童入所支援事業

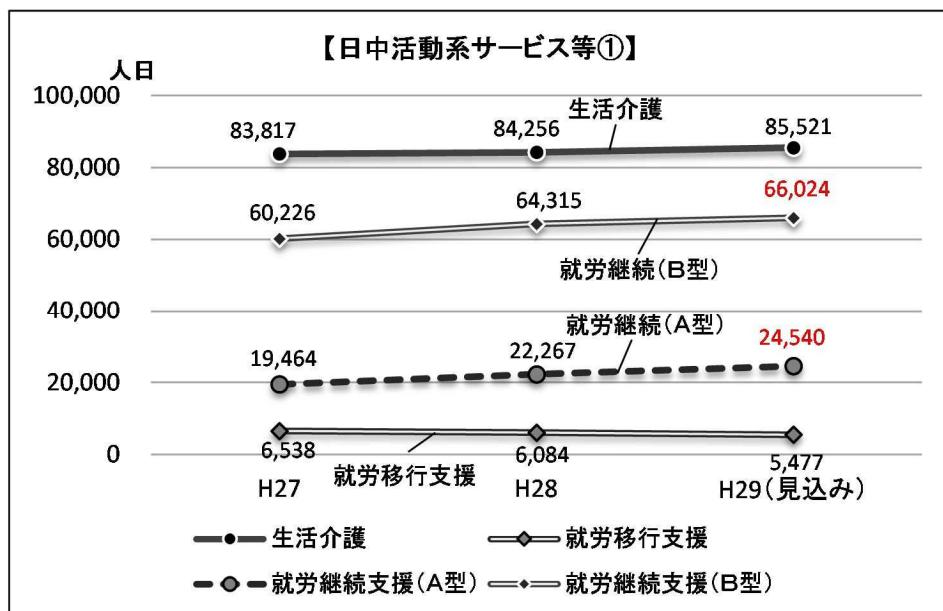
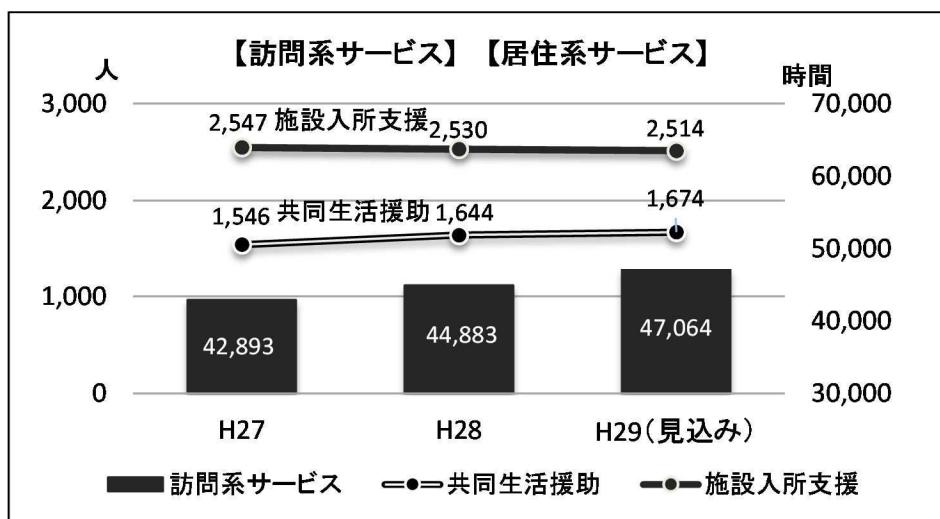
(単位：人)

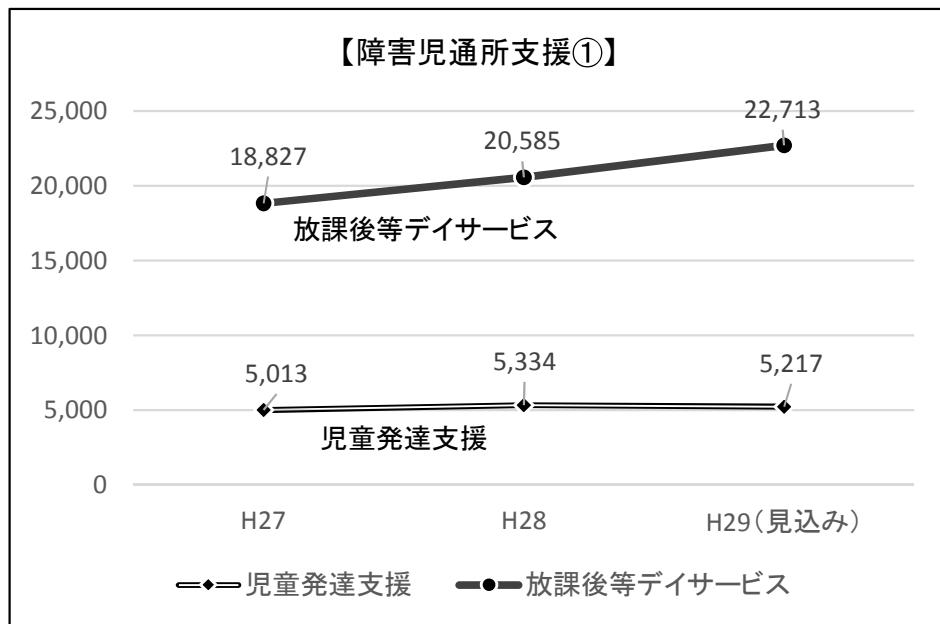
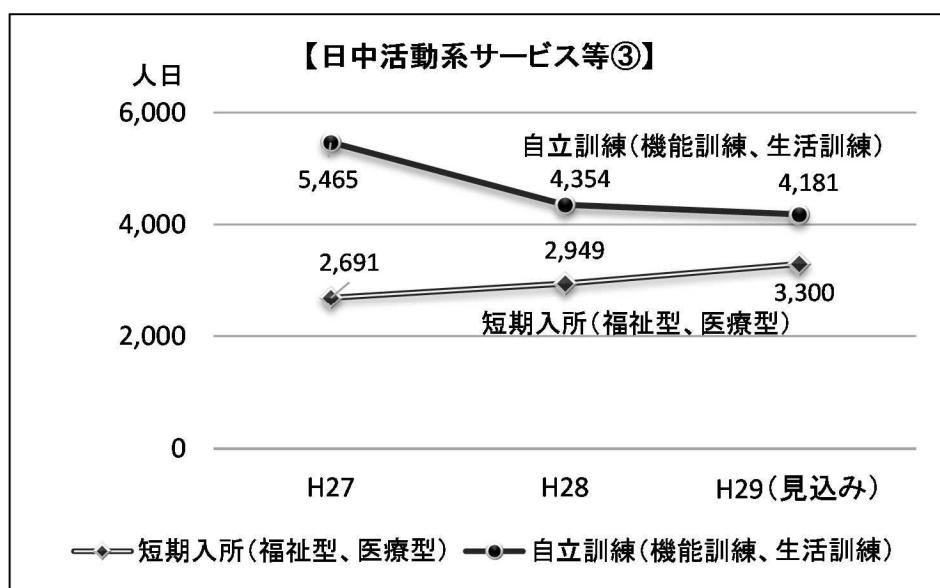
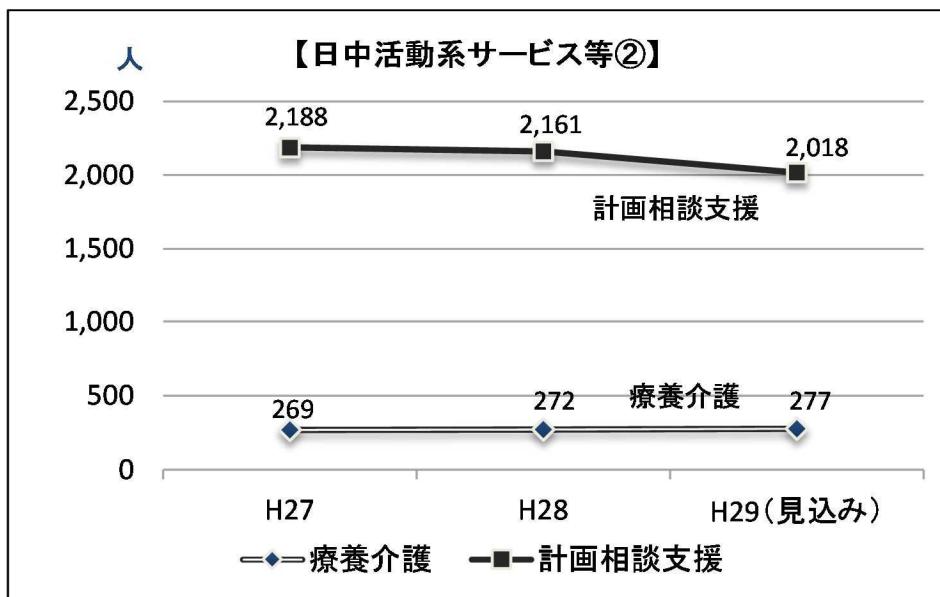
	27 年度	28 年度	29 年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
県全体	132	130	108	123	0.1	113.9%

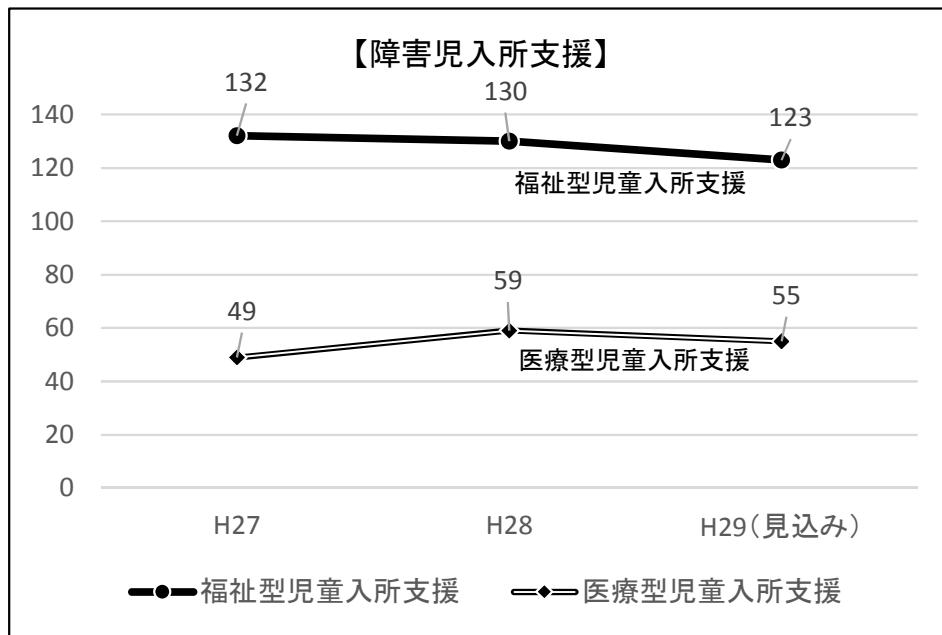
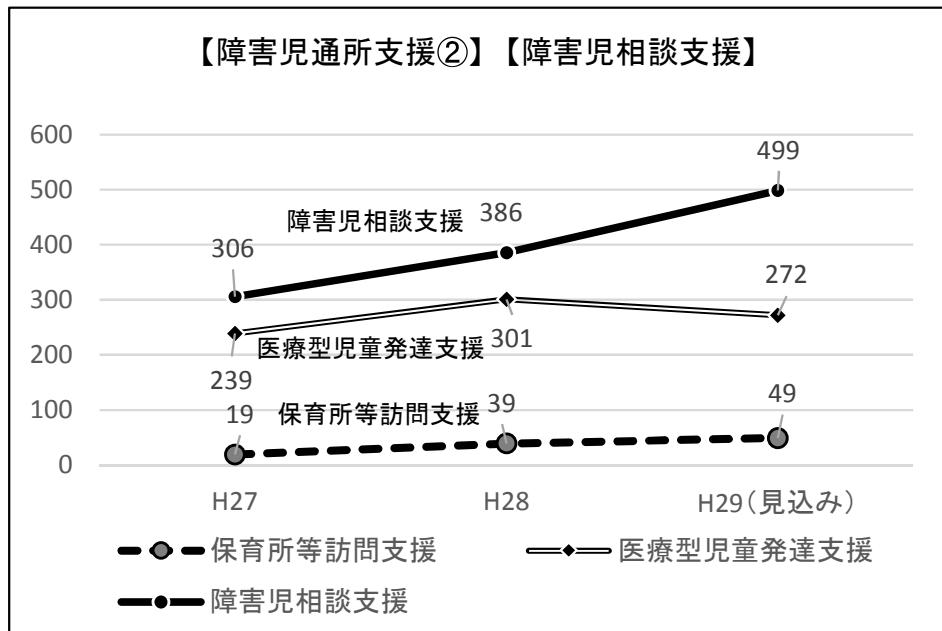
(21) 障害児相談支援事業

(単位：人)

圏域	27年度	28年度	29年度（見込み）		
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量
青森	80	90	60	138	0.5
津軽	51	66	143	90	0.3
八戸	74	94	126	123	0.4
西北五	31	45	58	45	0.4
下北	14	7	22	10	0.1
上十三	56	84	255	93	0.5
計	306	386	664	499	0.4
					75.2%





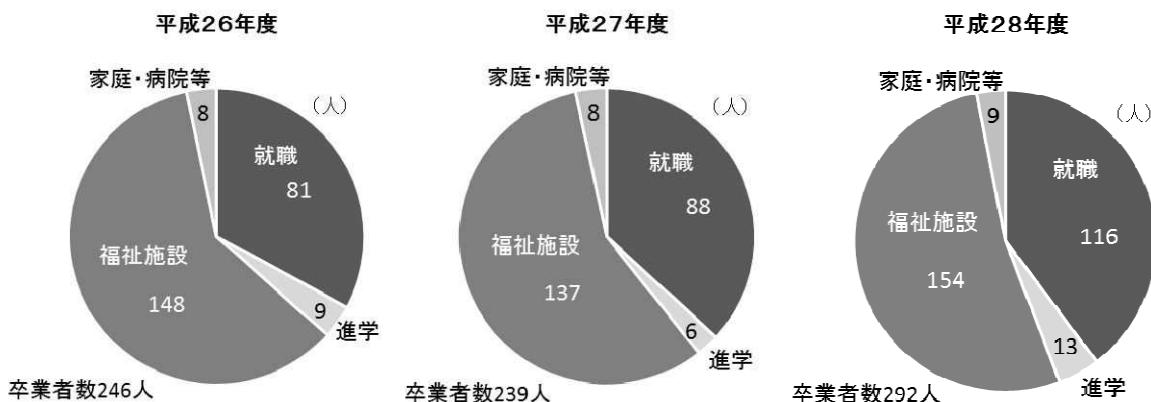


6 障害者の雇用・就業の状況

(1) 特別支援学校高等部卒業者の進路の状況（青森県教育庁）

特別支援学校高等部の卒業者の進路状況について、平成28年度でみると一般事業所等への就職者は116人で、卒業者に対する割合は39.7%です。就職者数は増加傾向にあり、卒業者数に対する割合は全国を上回る状況にあります。

進 路	26 年度		27 年度		28 年度		【参考】 全国の状況（割合） (H28 年度末)
	卒業者数に 対する割合		卒業者数に 対する割合		卒業者数に 対する割合		
就職者数	81	32.9%	88	36.8%	116	39.7%	29.4%
進学	9	3.7%	6	2.5%	13	4.5%	3.8%
福祉施設	148	60.2%	137	57.3%	154	52.7%	62.2%
家庭・病院等	8	3.2%	8	3.4%	9	3.1%	4.6%
卒業者数	246	100.0%	239	100.0%	292	100.0%	100.0%



(2) 障害者職業紹介状況（青森労働局）

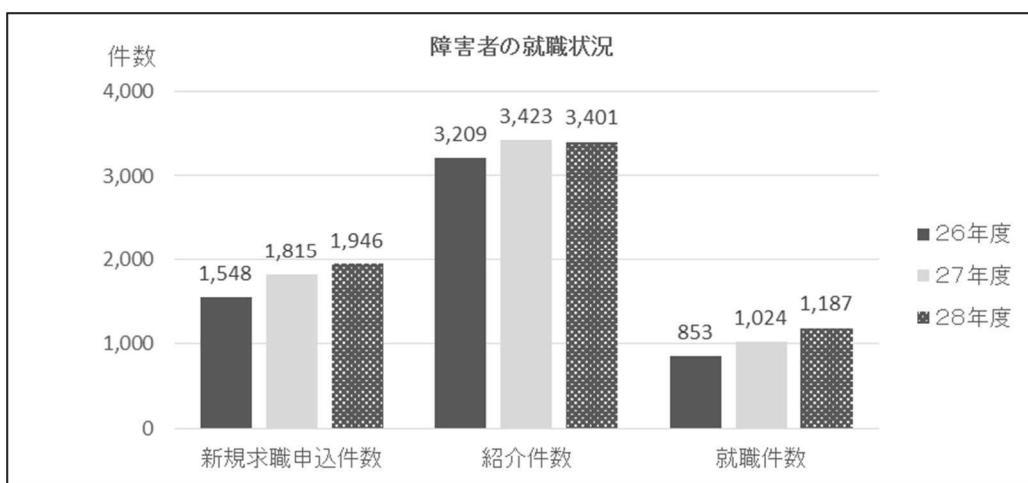
障害者の新規求職申込件数、紹介件数、就職件数はいずれも増加傾向にあり、平成28年度の新規求職申込件数は1,946件、就職件数1,187件となっています。特に精神障害者の求職申込、就職が伸びています。

また、求職する障害者の約60%が就職しており、全国を上回る状況にあります。

〔障害者の就職状況〕(各年度末)

(単位：件)

種別	区分	26年度		27年度		28年度	
		件数	就職率	件数	就職率	件数	就職率
身体 障害者	新規求職申込件数	624	52.4%	619	54.9%	629	55.2%
	紹介件数	1,201		1300		1164	
	就職件数	327		340		347	
知的 障害者	新規求職申込件数	278	59.0%	355	48.7%	360	63.9%
	紹介件数	354		336		409	
	就職件数	164		173		230	
精神 障害者	新規求職申込件数	562	57.3%	684	63.7%	773	66.0%
	紹介件数	1,468		1512		1521	
	就職件数	322		436		510	
その他 障害者	新規求職申込件数	84	47.6%	157	47.8%	184	54.3%
	紹介件数	186		275		307	
	就職件数	40		75		100	
合計	新規求職申込件数	1,548	55.1%	1,815	56.4%	1,946	61.0%
	紹介件数	3,209		3,423		3,401	
	就職件数	853		1,024		1,187	
全国の 状況	新規求職申込件数	179,222	47.2%	187,198	48.2%	191,853	48.6%
	就職件数	84,602		90,191		93,229	



(3) 障害者委託訓練事業の受講者数

(青森県商工労働部)

県が障害者の能力に適した作業についての職業訓練を民間教育訓練機関や社会福祉法人等に委託し、就職に必要なスキルや職場の環境に適応する能力を身につけ、就職の促進を図ります。

(各年度末)

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度
受講者数	32	31	21
うち就職者数	18	19	7

(4) 障害者試行雇用事業の開始者数

(青森労働局)

事業者が障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れ、試用期間終了後に本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを提供します。

(各年度末)

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度
開始者数	49	64	40
うち就職者数	22	49	90

(5) 職場適応援助者による支援の開始者数

(青森障害者職業センター)

障害者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づき職場適応援助者（ジョブコーチ）を職場に派遣し、直接支援を行います。また、雇用後の職場定着を図るために、障害者自身に対する支援に加え、事業主等に対しても必要な助言を行います。

(各年度末)

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度
開始者数	56	78	75

(6) 障害者就業・生活支援センター事業の支援者数

(青森労働局)

職業生活における自立を図るために就業に関する支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近なセンターが必要な指導や助言等を行って、就業支援となる障害者の雇用促進と職業の安定を図ります。

(各年度末)

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度
青森	支援者数	357	336	349
	うち就職者数	52	52	60
弘前	支援者数	312	315	358
	うち就職者数	37	40	48
八戸	支援者数	265	312	375
	うち就職者数	42	52	64
つがる	支援者数	258	233	264
	うち就職者数	18	20	19
むつ	支援者数	91	123	136
	うち就職者数	14	19	16
三沢	支援者数	237	264	303
	うち就職者数	20	39	33
計	支援者数	1,520	1,583	1,785
	うち就職者数	183	222	240

※平成26年度から新たにむつ市に設置されました。

(7) 県内就労継続支援事業所の平均賃金（工賃）の状況

(各年度末)

(単位：(月額) 円)

	26年度	27年度	28年度
就労継続支援A型	62,276	61,181	62,511
就労継続支援B型	12,688	13,131	13,369

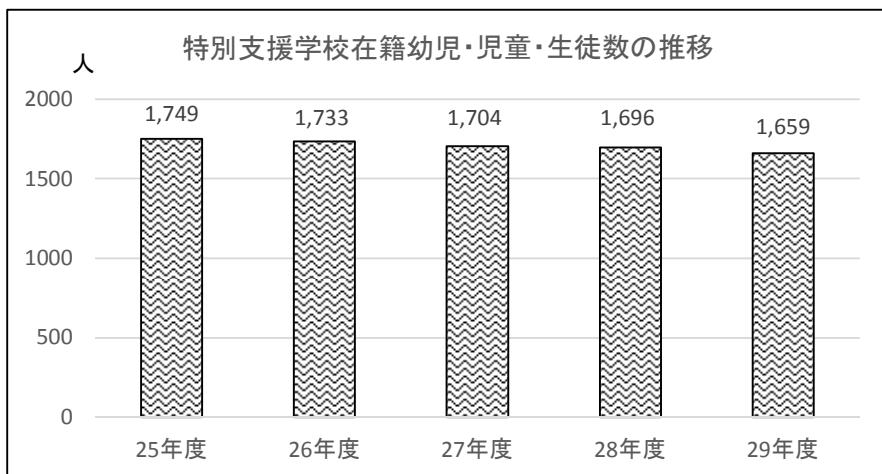
7 特別支援教育の状況

(1) 特別支援学校の在籍者数の状況（青森県教育庁）

特別支援学校の在籍者数について、平成29年度でみると幼稚部、小学部、中学部、高等部の合計で1,659人となっており、減少傾向にあります。

(各年度5月1日現在 単位:人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	増加率(5年間)
幼稚部	12	9	12	14	14	16.7%
小学部	529	510	477	471	473	△10.6%
中学部	435	410	411	410	397	△8.7%
高等部	773	804	804	801	775	0.3%
合計	1,749	1,733	1,704	1,696	1,659	△5.1%

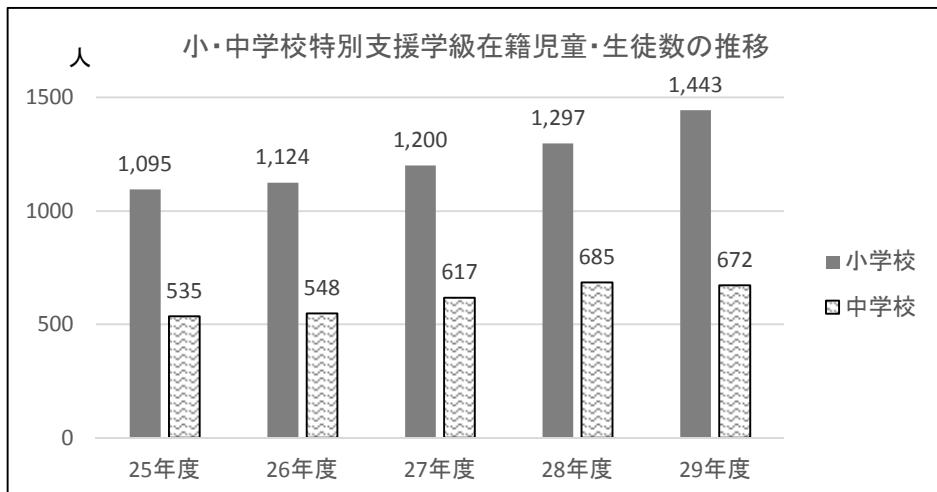


(2) 小・中学校における特別支援学級の在籍者数の状況（青森県教育庁）

小・中学校における特別支援学級の在籍者数について、平成29年度でみると小学校が1,443人、中学校が672人となっており、増加傾向にあります。

(各年度5月1日現在 単位:人)

校種	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	増加率(5年間)
小学校	1,095	1,124	1,200	1,297	1,443	31.8%
中学校	535	548	617	685	672	25.6%
合計	1,630	1,672	1,817	1,982	2,115	29.8%



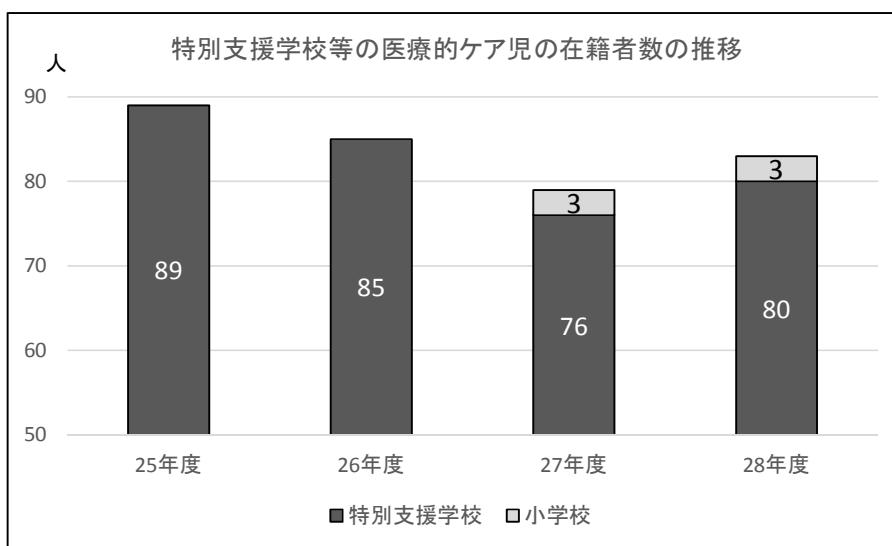
(3) 特別支援学校等の医療的ケア児の在籍者数の状況（文部科学省）

特別支援学校及び小・中学校における医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の在籍者数について、平成28年度でみると特別支援学校が80人、小学校が3人、中学校が0人となっています。

なお、文部科学省では、小・中学校における医療的ケア児の都道府県毎の在籍者数を平成27年度から公表しています。

(各年度5月1日現在 単位:人)

校種	25年度	26年度	27年度	28年度
特別支援学校	89	85	76	80
小学校	—	—	3	3
中学校	—	—	0	0
合計	89	85	79	83

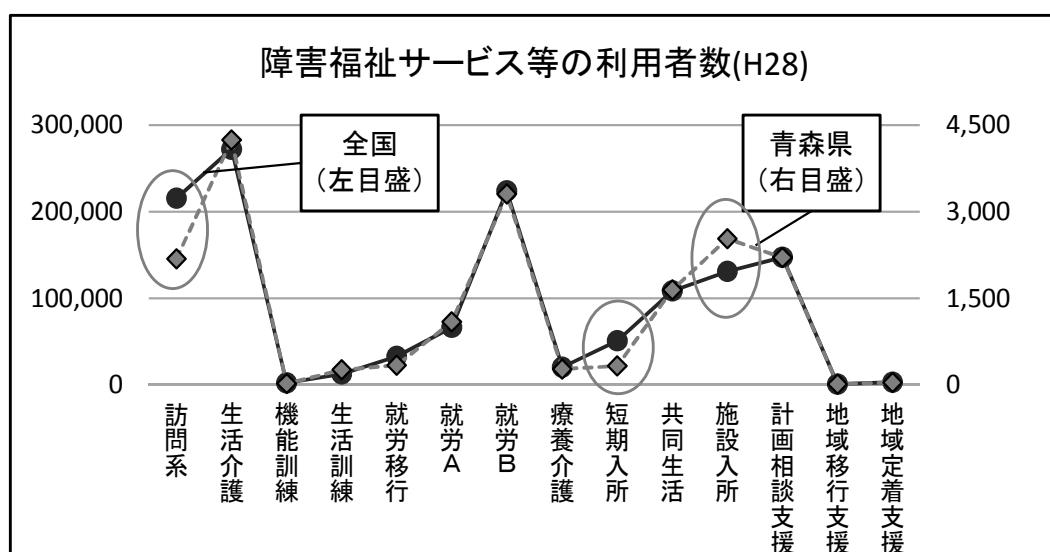


8 第4期計画における本県の障害福祉に関する課題

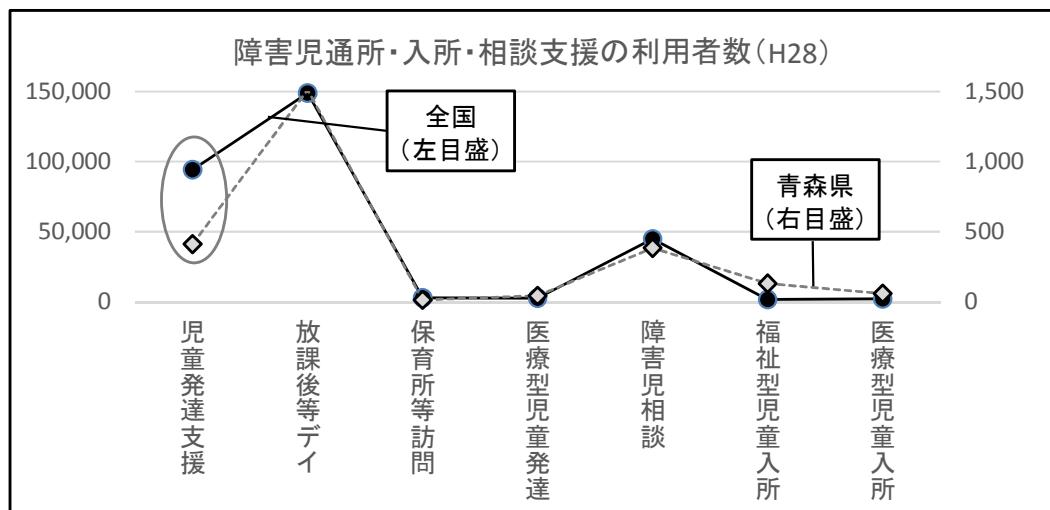
(1) 障害福祉サービス等の充実

障害者数の増加に伴い、障害福祉サービスを充実する必要があり、地域間でサービス量に較差があることから、障害福祉サービスの均てん化が必要です。また、本県の障害福祉サービスの利用者数については、全国平均に比べ、①訪問系サービスの利用者が少ない、②短期入所の利用者が少ない、③施設入所支援の利用者が多い、という傾向があります。障害者が地域生活に移行し、家庭やグループホームにおいて自立した生活をするには、ホームヘルプなどの訪問系サービスの充実や、在宅生活において家族の支援が受けられない場合等の支援として短期入所の充実が必要です。

障害児通所支援等の利用者数については、全国平均に比べ、児童発達支援の利用者が少ない傾向にあります。障害のある児童の支援については、発達段階に応じた切れ目のない支援を提供することが重要であり、身近な地域で必要な支援が受けられる障害児支援の提供体制の充実が必要です。



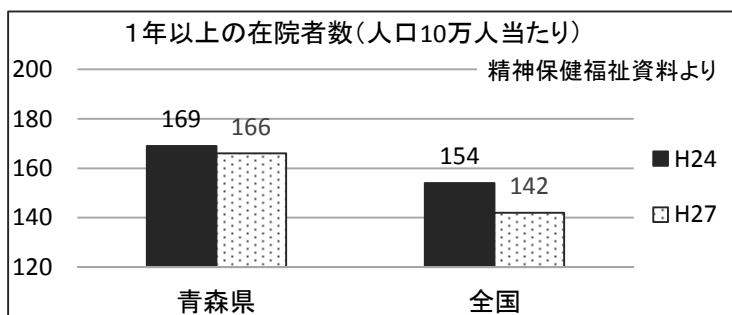
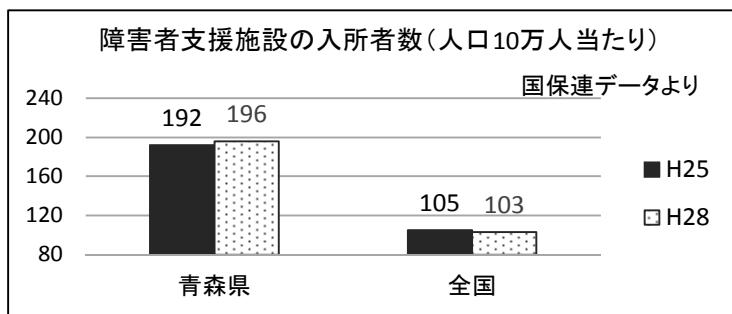
国保連データ(H29.3)等より



国保連データ(H29.3)等より

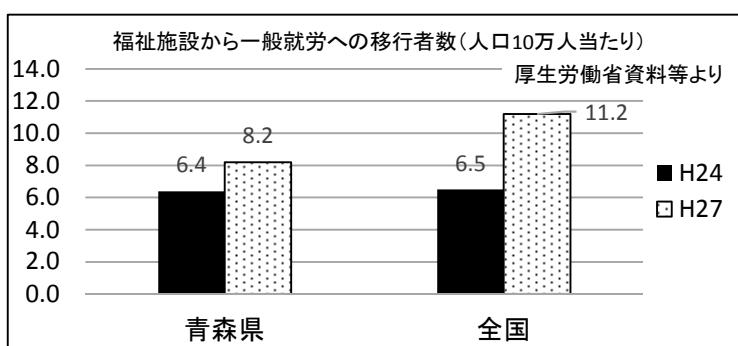
(2) 障害者支援施設及び精神科病院からの地域生活への移行

本県の障害者支援施設の入所者は減少傾向にありますが、人口10万人当たりの入所者者数は全国平均に比べるとかなり多い状況にあります。また、精神科病院における1年以上の在院者数も減少傾向にありますが、人口10万人当たりの在院者数は全国平均に比べると多い状況にあります。地域生活への移行推進に当たっては、地域で生活しやすい環境を整備することが大切であるため、在宅での生活を支援する障害福祉サービスの充実を図るとともに、日常生活上の利便性や社会参加を高める地域生活支援事業等の取組を推進する必要があります。



(3) 福祉施設における一般就労への移行

本県の福祉施設から一般就労した障害者の数は増加傾向にありますが、人口10万人当たりの人数は全国平均に比べると少ない状況となっています。障害者の自己決定を尊重し、一般就労を希望している障害者が一人でも多く就職し、また職場に定着できるよう、就労系サービスの充実を図るとともに、雇用施策との連携を図りながら就労に向けた適切な支援を進める必要があります。



III 成果目標と推進方策

1 計画の全体イメージ



2 地域生活支援拠点等の整備

(1) 成果目標

① 地域生活支援拠点等の整備

目標値：平成 32 年度末までに各圏域に少なくとも 1 つを整備

成果目標	32 年度
① 地域生活支援拠点等の整備	6 市町村

地域生活支援拠点等とは・・

障害者の自立支援の観点から、障害者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援として、たとえば次のような機能を集約した拠点をいう。共同生活援助や障害者支援施設等に機能を附加した拠点(多機能拠点整備型)を整備するもので、いわゆるハード(建築物)の整備をめざすものではない。

- ・ 相談 (地域生活への移行、親元からの自立に係る相談)
- ・ 体験の機会及び場 (一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供)
- ・ 緊急時の対応 (ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保)
- ・ 専門性 (人材の確保・養成・連携等による専門性の確保)
- ・ 地域の体制づくり (サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等)

また、拠点としてではなく、地域の複数の事業所・機関が分担して機能を担う体制(面的整備型)とするなど、各市町村が地域の実情に応じて整備する場合も考えられる。

(2) 主な推進方策

【市町村に対する支援】

ア 拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介等を行うなど、拠点等の整備を促進します。

イ 各市町村の拠点等整備に係る現状や課題等を把握し共有するなど、後方的かつ継続的な支援を図り、市町村における拠点等の整備を促進します。

ウ 拠点等の整備について、圏域で整備する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。

エ 障害福祉サービス等報酬改定の周知や社会福祉施設等施設整備費の助成により、拠点等整備に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備を支援します。

オ 市町村地域生活支援事業等を活用し、拠点等整備に必要なコーディネーター等の人材の確保を支援します。

カ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う人材の確保・養成を図ります。

3 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 成果目標

① 障害者支援施設から地域生活への移行者数

目標値：平成 32 年度末までに平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 %以上を地域生活へ
移行 ※平成 28 年度末時点の施設入所者数（2,530 人）の 9 %以上 → 238 人

② 障害者支援施設入所者数

目標値：平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点から 2 %以上削減
※平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 %以上削減した人数 → 2,470 人

成果目標	28 年度末	32 年度
① 地域生活への移行者数	—	(32 年度までに) 238 人 (アの 9 %以上)
② 施設入所者数	2,530 人 (ア)	2,470 人 (アの△ 2 %以上)

(2) 主な推進方策

【居住の場の確保】

- ア 地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備について社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。
- イ 障害者支援施設を有する社会福祉法人等が社会福祉施設等施設整備費の助成を受けてグループホームを整備する場合は、障害者支援施設の定員について、整備するグループホームの定員分を削減するものを、採択の選考対象とします。
- ウ 居住支援協議会を積極的に活用し、地域生活への移行に向けた住まいの確保を支援します。

【入所者の地域生活への移行の推進】

- エ 施設入所者の退所後の生活をイメージできるよう、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを行う）の活用を促進します。
- オ 障害者支援施設に新たに入所を希望する場合は、市町村が障害者の支援区分の判定を適切・厳正に行うよう指導します。
- カ 施設入所者が段階的に地域移行できるよう、グループホームの体験利用を促進します。

【退所後の地域生活の維持】

- キ 地域生活に移行した者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域定着支援事業（連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う）や自立生活援助（定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う）の活用を促進します。
- ク 地域生活に移行した障害者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障害者に対する理解促進を図るとともに、障害者虐待防止や障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進します。
- ケ 退所後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標

- ① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

目標値：平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

- ② 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

目標値：平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

- ③ 精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

目標値：平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数を 1,652 人（65 歳以上 1,076 人、65 歳未満 576 人）

- ④ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）

目標値：平成 32 年度における入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上、入院後 1 年時点の退院率については 90%以上

成果目標	26 年度	32 年度	備 考
① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	－	6 圏域	
② 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	－	40 市町村	複数市町村による共同設置可
③ 1 年以上の長期入院患者数 （うち 65 歳以上） （うち 65 歳未満）	1,979 人 (1,154 人) (825 人)	1,652 人 (1,076 人) (576 人)	
④ 早期退院率 ・入院後 3 か月時点 ・入院後 6 か月時点 ・入院後 1 年時点	68% 84% 91%	69% 84% 90%	

※（3）及び（4）の平成 26 年度実績は、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）による数値であり、第 4 期計画までは、当該項目については精神保健福祉資料（630 調査）のデータにより評価を行ってきたが、今後は NDB により評価する。

【参考】地域移行に伴う基盤整理量（利用者数）

③の「1 年以上の長期入院患者数」の成果目標の設定により、平成 32 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は次の表のとおりとなります。

このため、当該地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を踏まえ、長期入院患者の退院支援

を促進するとともに、退院後の居住の場の確保や地域生活を支援する障害福祉サービスの充実などの取組を推進する必要があります。

	32年度末
長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	336人 (うち65歳以上191人、65歳未満145人)

（2）主な推進方策

【入院中の精神障害者に対する退院支援の促進】

- ア 病院従事者の働きかけによる退院を促進するため、病院従事者及び精神保健福祉担当者を対象としたセミナーや職能団体を対象とした研修を実施します。
- イ 障害保健福祉圏域ごとや市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築により、各地域の実情に即した退院支援を図ります。
- ウ 市町村ごとの協議の場の設置について、複数市町村による共同で設置する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。
- エ 県内精神科病院内の退院支援委員会（医療保護入院）の有効活用や精神医療審査会における審査を推進します。
- オ 長期入院精神障害者の退院を推進するため、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを）の活用を促進します。
- カ 精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点から、ピアサポートの活用に努めます。

【居住の場の確保】

- キ 地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備について社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。
- ク 居住支援協議会を積極的に活用し、地域生活への移行に向けた住まいの確保を支援します。

【退院後の地域生活の維持】

- ケ 長期入院精神障害者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域定着支援事業（連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う）や自立生活援助（定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う）の活用を促進します。
- コ 退院した精神障害者の症状の再発・重度化を防止するため、適切な通院とデイケアの利用を促進します。
- サ 地域生活に移行した障害者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障害者に対する理解促進を図るとともに、障害者虐待防止や障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進します。
- シ 退院後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

5 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 成果目標

① 福祉施設から一般就労への移行者数

目標値：平成 32 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上
※平成 28 年度の移行者数 125 人の 1.5 倍以上の人数 → 188 人

※福祉施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）の事業を行う事業所

② 就労移行支援事業の利用者数

目標値：平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成 28 年度末の 2 割以上増加
※平成 28 年度末の利用者数 338 人の 1.2 倍以上の人数 → 418 人

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

目標値：平成 32 年度における就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

④ 就労定着支援事業の職場定着率

目標値：平成 32 年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上

成果目標	28 年度	32 年度
① 一般就労への移行者数	125 人（ア）	188 人（アの 1.5 倍以上）
② 就労移行支援事業の利用者数	338 人（イ）	418 人（イの 1.2 倍以上）
③ 就労移行支援事業所の就労移行率	25. 6%	就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割
④ 就労定着支援事業の 1 年後の職場定着率	—	支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割

(2) 主な推進方策

【就労移行支援事業所における就労実績の向上】

ア 障害者雇用に対する事業主への理解促進や障害者の雇用先の開拓などにより、障害者の雇用促進を図ります。

イ 農業行政と連携し、農業分野での障害者就労の拡大・持続を図ります。

ウ 障害福祉サービス等報酬改定の周知等により、就労移行支援事業所の就労移行率の向上を図ります。

【障害者が就労するための能力・意欲の向上】

エ 障害福祉サービス事業所における就労訓練を充実するため、障害者の就労訓練等を行う専門機関（障害者職業センター等）の利用促進を図ります。

才 障害者就業・生活支援センターにおいて、就労支援と生活支援を一体的に行い、就職後の職業生活における自立を支援します。

【就労移行支援事業利用者の増加】

力 特別支援学校高等部卒業予定者に対して、就労移行支援事業の利用促進を図ります。

6 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 成果目標

① 児童発達支援センターの設置

目標値：平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 力所以上設置

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

目標値：平成 32 年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業を利用できる体制を構築

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目標値：平成 32 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 力所以上確保

④ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置

目標値：平成 30 年度末までに県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

成果目標	32 年度	備 考
① 児童発達支援センターの設置	40 市町村	圏域での設置可
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	40 市町村	圏域での構築可
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	40 市町村	圏域での確保可
④ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	※平成 30 年度末まで 県 域 2 圏域 40 市町村	平成 32 年度末までに 6 圏域に設置 圏域での設置可

(2) 主な推進方策

【地域支援体制の充実】

- ア 障害児が身近な地域で障害特性に応じた適切なサービスが受けられよう、障害児通所支援事業所等の整備について、社会福祉施設等施設整備費の助成により支援するとともに、事業所の職員向けに各種研修等を実施するなど人材の育成を図ります。
- イ 専門的機能を有する児童発達支援センターを地域の中核とし、障害児の発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援等が適切に提供されるよう、地域支援体制の充実を図ります。
- ウ 県内3か所の青森県発達障害者支援センターにおいて、発達障害児やその家族への相談支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等の職員への研修の実施、関係機関との連絡調整を行うなど、発達障害児の支援体制の充実を図ります。

【特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備】

- エ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児に対応する障害児通所支援事業所等について、障害福祉サービス等報酬改定の周知や社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。
- オ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりを推進します。
- カ 市町村ごとの医療的ケア児を支援する関係機関の協議の場の設置について、圏域で設置する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。
- キ 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、各市町村における総合的な支援体制の構築を図り、相談窓口や利用できる制度の周知に努めます。
- ク 医療的ケア児に対して、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる専門的な人材の養成・確保を図ります。
- ケ 医療的ケア児の家族間の交流の場を設け、意見交換会等を開催し、家族の精神的負担軽減に努めます。

IV 成果目標達成のための活動指標

成果目標を達成するため、本県の課題を踏まえ、平成 32 年度までの障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにし、計画的に障害福祉サービスの基盤整備を行う必要があります。

1 指定障害福祉サービス等の見込量

●サービス種類毎の必要量の見込みの基本的な考え方

各市町村が地域における課題、障害者のニーズ等の分析・検討を踏まえて見込んだ数値を積み上げたものを基礎として県全体の調整を図り、青森県が必要なサービス量として見込むこととしています。

●見込量の確保のための基本的な考え方

障害福祉サービスの提供の確保のため、市町村と十分連携し、県内の全ての地域にサービスが行き届くための事業所の確保、成果目標を達成する上で必要なサービスの確保に留意し、サービスの基盤整備を進めることとします。

●各サービス量等について

各サービス量等は 1 か月利用分の見込量となっています。

【訪問系サービス】

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援事業

平成 32 年度の見込量としては、利用人数に換算すると、3,010 人となり、平成 29 年度の 2,615 人の約 1.2 倍の伸びを見込みます。

(単位:時間)

圏域	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度	H29→H32 の増加率
青森	20,088	21,134	22,237	23,414	16.6%
津軽	9,712	10,052	10,368	10,702	10.2%
八戸	5,301	6,106	6,475	6,829	28.8%
西北五	5,403	5,511	5,569	5,667	4.9%
下北	2,458	2,651	2,823	2,974	21.0%
上十三	4,102	4,286	4,446	4,589	11.9%
計	47,064	49,740	51,918	54,175	15.1%
人数置換	2,615 人	2,763 人	2,884 人	3,010 人	

※ 人数は 1 人当たり 18 時間（1 か月の平均的な利用時間数）で算定

【日中活動系サービス】〔②生活介護事業～①短期入所事業（医療型）〕

平成32年度の見込量としては、利用人数に換算すると、日中活動系サービス全体で**12,622人**となり、平成29年度の**10,427人**の約1.2倍の伸びを見込みます。

② 生活介護事業

(単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	20,653	21,454	22,268	23,118	11.9%
津軽	18,154	18,421	18,776	19,128	5.4%
八戸	18,878	19,461	19,723	19,979	5.8%
西北五	11,518	11,896	12,227	12,496	8.5%
下北	5,660	6,320	6,474	6,613	16.8%
上十三	10,658	10,863	11,045	11,183	4.9%
計	85,521	88,415	90,513	92,517	8.2%
人数置換	4,276人	4,421人	4,526人	4,626人	

※ 人数は1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(注) 人日＝「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

③ 自立訓練事業（機能訓練）

(単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	8	31	31	31	287.5%
津軽	42	103	103	123	192.9%
八戸	0	99	107	107	皆増
西北五	68	127	149	151	122.1%
下北	0	0	0	0	0%
上十三	5	205	305	305	6,000.0%
計	123	565	695	717	482.9%
人数置換	6人	28人	35人	36人	

※ 人数は1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

④ 自立訓練事業（生活訓練）

(単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	636	678	678	678	6.6%
津軽	622	755	826	916	47.3%
八戸	462	1,018	1,141	1,241	168.6%
西北五	736	787	796	805	9.4%
下北	526	538	558	578	9.9%
上十三	1,076	1,445	1,342	1,726	60.4%
計	4,058	5,221	5,341	5,944	46.5%
人数置換	203人	261人	267人	297人	

※ 人数は1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(5) 就労移行支援事業 (単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	1,058	1,184	1,280	1,345	27.1%
津軽	939	1,115	1,235	1,287	37.1%
八戸	1,180	1,363	1,513	1,582	34.1%
西北五	928	1,331	1,479	1,570	69.2%
下北	305	429	429	431	41.3%
上十三	1,067	1,255	1,340	1,309	22.7%
計	5,477	6,677	7,276	7,524	37.4%
人数置換	304人	371人	404人	418人	

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

(6) 就労継続支援(A型)事業 (単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	7,929	9,449	11,258	13,409	69.1%
津軽	5,994	6,271	6,591	6,910	15.3%
八戸	4,955	5,398	5,863	6,307	27.3%
西北五	3,727	3,888	4,052	4,195	12.6%
下北	612	700	700	744	21.6%
上十三	1,323	1,473	1,573	1,613	21.9%
計	24,540	27,179	30,037	33,178	35.2%
人数置換	1,363人	1,510人	1,669人	1,843人	

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

(7) 就労継続支援(B型)事業 (単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	12,673	14,656	16,870	19,436	53.4%
津軽	11,479	11,786	12,110	12,413	8.1%
八戸	18,785	20,546	21,857	23,013	22.5%
西北五	7,688	7,952	8,052	8,137	5.8%
下北	4,156	4,304	4,414	4,574	10.1%
上十三	11,243	11,908	12,356	12,805	13.9%
計	66,024	71,152	75,659	80,378	21.7%
人数置換	3,668人	3,953人	4,203人	4,465人	

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

(8) 就労定着支援

(単位:人)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	-	26	29	32	皆増
津軽	-	36	39	42	皆増
八戸	-	32	40	48	皆増
西北五	-	9	14	17	皆増
下北	-	1	5	5	皆増
上十三	-	31	33	33	皆増
計	-	135	160	177	皆増

※ 平成30年4月1日から新たに創設される障害福祉サービス

(9) 療養介護事業

(単位:人)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	61	65	68	72	18.0%
津軽	48	49	49	48	0%
八戸	68	69	70	71	4.4%
西北五	38	41	41	41	7.9%
下北	16	17	17	17	6.3%
上十三	46	48	48	48	4.3%
計	277	289	293	297	7.2%

(10) 短期入所事業（福祉型）

(単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	511	607	698	806	57.7%
津軽	715	822	902	971	35.8%
八戸	726	862	922	994	36.9%
西北五	783	849	886	926	18.3%
下北	215	292	299	313	45.6%
上十三	160	219	229	229	43.1%
計	3,110	3,651	3,936	4,239	36.3%
人数置換	311人	365人	394人	424人	

※ 人数は1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(11) 短期入所事業（医療型）

(単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	53	100	121	148	179.2%
津軽	59	88	95	102	72.9%
八戸	31	80	80	80	158.1%
西北五	24	20	20	20	△16.7%
下北	0	20	20	20	皆増
上十三	23	23	23	23	0%
計	190	331	359	393	106.8%
人数置換	19人	33人	36人	39人	

※ 人数は1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

【居住系サービス】〔(12)自立生活援助～(14)施設入所支援事業〕

居住系サービスについては、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進することから、自立生活援助事業及び共同生活援助事業の増加、施設入所支援事業の減少を見込みます。

施設入所支援事業の平成32年度の見込量は、成果目標である福祉施設からの地域移行の推進の観点から、平成28年度末の入所者数を2%以上削減した2,470人としています。

(12) 自立生活援助事業

(単位:人)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	-	9	10	11	皆増
津軽	-	40	40	41	皆増
八戸	-	7	10	14	皆増
西北五	-	6	8	9	皆増
下北	-	5	6	6	皆増
上十三	-	7	8	8	皆増
計	-	74	82	89	皆増

※ 平成30年4月1日から新たに創設される障害福祉サービス

(13) 共同生活援助事業

(単位:人)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	255	267	280	294	15.3%
津軽	326	342	358	374	14.7%
八戸	397	421	433	450	13.4%
西北五	345	354	369	377	9.3%
下北	91	95	99	101	11.0%
上十三	260	276	292	305	17.3%
計	1,674	1,755	1,831	1,901	13.6%

⑭ 施設入所支援事業

(単位:人)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	544	542	542	539	△0.9%
津軽	514	511	508	503	△2.1%
八戸	531	531	528	521	△1.9%
西北五	318	315	314	313	△1.6%
下北	206	205	204	203	△1.5%
上十三	401	400	396	391	△2.5%
計	2,514	2,504	2,492	2,470	△1.8%

【相談支援】〔⑮計画相談支援事業～⑯地域定着支援事業〕

相談支援については、今後も障害福祉サービスの利用量が増加していく見込みとなっていること、また、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行の推進に伴い、増加を見込みます。

⑯ 計画相談支援事業

(単位:人)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	425	454	489	504	18.6%
津軽	336	374	397	421	25.3%
八戸	510	559	569	576	12.9%
西北五	283	406	414	419	48.1%
下北	139	156	152	162	16.5%
上十三	325	359	378	397	22.2%
計	2,018	2,308	2,399	2,479	22.8%

⑯ 地域移行支援事業

(単位:人)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	13	17	19	21	61.5%
津軽	1	17	21	25	2400.0%
八戸	0	8	8	9	皆増
西北五	1	4	5	6	500.0%
下北	2	10	10	11	450.0%
上十三	1	4	5	6	500.0%
計	18	60	68	78	333.3%

(17) 地域定着支援事業 (単位:人)

圏 域	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度	H29→H32 の増加率
青森	13	17	19	21	61. 5%
津軽	25	33	37	41	64. 0%
八戸	1	8	8	9	800. 0%
西北五	0	4	5	6	皆増
下北	0	8	8	8	皆増
上十三	1	4	5	6	500. 0%
計	40	74	82	91	127. 5%

【障害児通所・入所・相談支援】〔⑯児童発達支援事業～㉕障害児相談支援事業〕

障害児に対する支援については、身近な地域で支援が受けられることを基本とし、障害児通所支援の充実を図るとともに、サービス利用実績に地域間の差があることから、今後較差間のない障害児支援体制を整備する必要があります。

サービス見込量等については、障害児通所支援及び障害児相談支援は増加を、障害児入所支援は利用者が横ばい傾向にあるため、平成 29 年度と同数を見込みます。

(18) 児童発達支援事業 (単位:人日)

圏 域	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度	H29→H32 の増加率
青森	1,469	1,838	2,275	2,808	91. 2%
津軽	1,379	1,538	1,699	1,843	33. 6%
八戸	1,282	1,912	2,010	2,123	65. 6%
西北五	386	474	581	661	71. 2%
下北	149	228	228	228	53. 0%
上十三	552	627	673	709	28. 4%
計	5,217	6,617	7,466	8,372	60. 5%
人数置換	435 人	551 人	622 人	698 人	

※ 人数は 1 人当たり 12 日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(19) 医療型児童発達支援事業 (単位:人日)

圏 域	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度	H29→H32 の増加率
青森	52	72	80	98	88. 5%
津軽	21	37	41	41	95. 2%
八戸	140	168	184	196	40. 0%
西北五	4	24	24	24	500. 0%
下北	2	7	7	7	250. 0%
上十三	53	58	58	58	9. 4%
計	272	366	394	424	55. 9%
人数置換	45 人	61 人	66 人	71 人	

※ 人数は 1 人当たり 6 日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(20) 放課後等デイサービス事業 (単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	4,107	4,911	5,797	6,838	66.5%
津軽	6,433	6,801	7,158	7,497	16.5%
八戸	6,598	7,194	7,642	8,090	22.6%
西北五	1,750	1,989	2,077	2,282	30.4%
下北	892	1,065	1,065	1,065	19.4%
上十三	2,933	3,315	3,625	3,949	34.6%
計	22,713	25,275	27,364	29,721	30.9%
人数置換	1,893人	2,106人	2,280人	2,477人	

※ 人数は1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(21) 保育所等訪問支援事業 (単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	7	14	17	20	185.7%
津軽	10	24	24	24	140.0%
八戸	6	25	25	35	483.3%
西北五	1	21	21	29	2,800.0%
下北	0	17	17	21	皆増
上十三	25	41	47	64	156.0%
計	49	142	151	193	293.9%
人数置換	25人	71人	76人	97人	

※ 人数は1人当たり2日（1か月の平均的な利用日数）で算定

(22) 居宅訪問型児童発達支援事業 (単位:人日)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	-	29	29	29	皆増
津軽	-	76	76	76	皆増
八戸	-	54	68	78	皆増
西北五	-	5	13	13	皆増
下北	-	5	5	10	皆増
上十三	-	22	22	34	皆増
計	-	191	213	240	皆増
人数置換	-	32人	36人	40人	

※ 人数は1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

※ 平成30年4月1日から新たに創設される障害児支援サービス

(23) 医療型児童入所支援事業

(単位:人)

	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
県全体	55	55	55	55	0.0%

(24) 福祉型児童入所支援事業

(単位:人)

	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
県全体	123	123	123	123	0.0%

(25) 障害児相談支援事業

(単位:人)

圏域	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度	H29→H32 の増加率
青森	138	184	241	315	128.3%
津軽	90	102	110	118	31.1%
八戸	123	132	140	146	18.7%
西北五	45	60	65	70	55.6%
下北	10	13	13	13	30.0%
上十三	93	127	140	153	64.5%
計	499	618	709	815	63.3%

2 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数

(1) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成 32 年度末までの指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、施設入所者の地域移行を推進していくこととし、成果目標で入所者数を 2 %以上削減する見込みとしていることから、必要入所定員総数については、平成 29 年度の定員を 2 %削減した 2,727 人とします。

必要入所定員 総数(人)	29年度	30年度	31年度	32年度
	2,783	2,765	2,746	2,727

(2) 指定障害児入所施設の必要入所定員総数

平成 32 年度末までの指定障害児入所施設の必要入所定員総数については、障害児入所支援の利用者が医療型及び福祉型とともに横ばい傾向にあるとともに、被虐待児を含む入所が必要となるケースに適切に対応するため、平成 29 年度と同数とします。

必要入所定員 総数(人)	29年度	30年度	31年度	32年度
医療型	302	302	302	302
福祉型	271	271	271	271

3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃

(1) 福祉施設から一般就労への移行推進に係る指標

県商工労働部、青森県労働局などと連携し、多様な就労支援事業により障害者の一般就労を推進します。

就労支援に関する各取組については、連携機関における過去の実績を推計の基本として設定した目標値です。

① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者的一般就労への移行

就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者的一般就労移行者数（人）	28年度	32年度
	125	188

② 障害者に対する職業訓練の受講

障害者に対する職業訓練の受講者数（人）	28年度	32年度
	38	84

③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導

福祉施設から公共職業安定所への誘導者数（人）	28年度	32年度
	133	200

④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数（人）	28年度	32年度
	104	156

⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援

福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数（人）	28年度	32年度
	79	120

(2) 就労継続支援（B型）事業所における目標工賃

県内の就労継続支援（B型）事業における平均工賃は着実に向上しています。県では事業所を対象とした工賃に係る調査結果に基づき、次のとおり県内事業所の平均工賃の向上を目指します。

（上段：月額・下段：時間単価）

就労継続支援（B型）事業の工賃	28年度	32年度
	13,369円 (160.2円)	15,001円 (176.2円)

※ 平成32年度の目標工賃は、各事業所の見込額の積み上げによるもので、今後各事業所の経営状況に伴い見直しすることがあります。

4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村において関係分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進するため設定した目標値です。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	28年度	32年度
	0	60

5 発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、発達障害者等に対する支援に関する各取組については、発達障害者支援センターのこれまでの取組の実績を推計の基本として設定した目標値です。

① 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者支援地域協議会の開催回数（回）	28年度	32年度
	1	1

② 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害者支援センターによる相談件数（件）	28年度	32年度
	2,800	3,500

③ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言件数（件）	28年度	32年度
	73	90

④ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数（件）	28年度	32年度
	115	160

V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害者入所支援、指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援の提供に当たって基本となるのは、良質で健全な事業者とこれに従事する人材です。このため県は、指定障害福祉サービス事業者等の健全化を図るための指導強化を図るとともに、従事する職員や職員を指導する管理者の専門性の向上などの研修の充実により人材養成を総合的に推進します。

1 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備

① 事業者等情報の公表

障害福祉サービス等を提供する事業所が増加する中、新たに障害福祉サービス等を利用する場合は、指定を受けた障害福祉サービス事業者等がどのようなサービスを提供し、どのような運営体制であるかなどの情報を明らかにすることで、利用者にとって事業者選択の幅を広げ、事業者にとってもサービスの向上につながります。

特に社会福祉法人については、その高い公益性に照らし、法人運営の透明性を確保し利用者が安心して福祉サービスを受けられる必要があることから、指定障害福祉サービス事業者等（社会福祉法人に限る。）の福祉サービスの内容や定款、事業計画書、財務諸表、第三者評価の実施の有無、職員の離職率、給与水準等の法人運営に係る情報についてホームページによる公表を促進します。

また、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等の情報公開制度に基づき、施設・事業所から報告された情報を公表することにより、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

② 障害福祉サービス事業所等認証評価制度による障害福祉人材の確保・定着

障害福祉サービス等の利用量の増加に伴い、サービスを提供する人材が不足することが見込まれます。このため、障害福祉サービス等に従事する職員の処遇改善や人材育成、サービスの質の向上に関する取組等を評価し、県が認証する制度を運営します。この取組により、事業所自らが職員の処遇改善・人材育成及びサービスの質の向上に積極的に取り組むことにより、人材の確保・定着を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた適切なサービス提供体制の整備を図ります。

③ 事故等への対応

指定障害福祉サービス事業者等は、利用者に影響を及ぼす事故や災害について、事故等の未然防止と発生後の対応に係る体制が整備され、事故等が発生した場合には利用者、行政及び関係者に対する説明責任を果たすとともに、再発防止のための措置を講じる必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 事故等が発生した場合に迅速に対応できるよう、事業者における事故対応マニュアル等の作成や危機に対応できる体制づくりについて助言・指導等に努めます。

イ 事故等が発生した場合には、利用者の安全確保をはじめ適切な対応と再発の防止に向けて指導を徹底します。

④ 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めることが必要です。

このため県では、事業者が第三者評価の積極的な実施に取り組めるよう、制度の活用等について周知を図ります。

⑤ 指導監督等の強化

指定障害福祉サービス事業所等における不適切なサービスの提供や障害者虐待の発生など法令に違反する事案が発生した場合やその疑いがある場合などは、市町村等の関係機関との連携のもと、事業者等に対する指導監督を徹底する必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 事業者等に対する実地指導

事業者等の育成支援を目的とした実地指導（入所施設は原則2年に1回、通所施設は計画的に実施）を行うとともに、不適正な事業運営等を未然に防止するため、集団指導（原則年1回）により事業者への周知を図ります。

イ 不正又は不適正への対応

給付費に関する不正又は不適正な事業運営が疑われる事業者等に対しては、重点的に指導及び監査を行い、不正等があったと認められた事業者等に対しては、基準を遵守するよう勧告、命令を行うとともに、必要に応じて指定取消処分等の対応を行います。

ウ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）では、指定障害福祉サービス事業所等における虐待防止の責務が規定されています。各指定障害福祉サービス事業所等においては、虐待防止のための体制整備（研修の実施等）を行い、虐待事案が発生した場合は、

- ・被害者（家族）への謝罪
- ・市町村（県）への報告
- ・職員の厳正なる処分
- ・事案の公表

を事業者等の責任において適切に行うよう指導し、虐待防止の徹底を図ります。

⑥ 障害福祉サービス事業者等の指定

障害福祉サービス等を提供しようとする場合は、事業所が県知事（中核市の場合は当該市長）に申請し指定を受ける必要があります。また、指定後は6年ごとに指定期間の更新をする必要があります。

県は、申請が一定の基準を満たしたものについて指定しますが、本計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合は、指定を行わないことがあります。

2 相談支援の提供体制の確保

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援の提供が重要です。これらの相談支援において障害者の様々なニーズに対応するためには、個々の障害の状況把握や生活環境、サービスに対する総合的な知識や経験が重要であり、相談支援従事者の専門性が求められます。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 障害福祉サービス等の利用に必要な計画相談支援や障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者の地域移行、その後の地域定着に係る各種相談支援の充実を図

ります。

- イ 市町村における自立支援協議会の活性化、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備が進むなど、地域における相談支援体制の構築を促進します。
- ウ 相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談従事者同士のネットワークづくりを促進し、相談支援従事者の資質向上を図ります。

3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

このため県では、指定障害者福祉サービス等に係る人材を確保し、資質向上を図る研修を計画的に実施します。

① 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害支援区分認定に係る認定調査（一次判定）を行う調査員及び市町村審査委員会委員のための研修を実施します。認定調査は市町村が実施するため、市町村担当課の新任担当者や相談支援事業者等、調査を実施する者を対象とします。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
障害支援区分認定調査員研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数 (累計)	1,060	1,128	1,198	1,268	1,338	1,408
市町村審査会委員研修事業	実施箇所数	1	—	3	—	3	—
	受講者数 (累計)	272	272	294	294	314	314

※ 市町村審査会委員研修事業は、原則として2年に1回の委員改選期に実施します。

② 相談支援従事者養成研修事業

相談支援事業を円滑に実施するため、相談支援事業従事者に対して実施する研修を実施します。市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者等を対象とします。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
相談支援従事者初任者研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数 (累計)	1,553	1,654	1,778	1,878	1,978	2,078
相談支援従事者現任研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	68	79	84	85	85	85
相談支援従事者専門コース別研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	51	27	37	50	50	50

③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修事業

事業所や施設におけるサービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」等を養成する研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数 (累計)	3,030	3,290	3,550	3,810	4,070	4,330

④ 行動援護従事者養成研修事業

行動援護（自己判断能力が制限されている人の行動について、危険を回避するために行う支援）に従事する事業者の確保を図るため、その従事者を養成する研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
行動援護従事者養成研修事業	実施箇所数	1	0	0	0	0	0
	受講者数	46	0	0	0	0	0

※平成28年度から強度行動障害支援者養成研修事業により実施

⑤ 同行援護従事者養成研修事業

同行援護（視覚障害のため移動が困難な人に同行する移動時の支援）に従事する事業者の確保を図るため、その従事者を養成する研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
同行援護従事者養成研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	71	79	68	110	110	110

⑥ 介護職員等医療的ケア研修事業

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、一定の要件の下で、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
介護職員等医療的ケア研修事業（不特定多数の者対象）	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	合格者数	242	300	254	270	270	270
介護職員等医療的ケア研修事業（特定の者対象）	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	修了者数	32	43	45	45	45	45

⑦ 強度行動障害支援者養成研修事業

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるための研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業	実施箇所数	1	2	2	2	2	2
	受講者数	100	210	200	200	200	200
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	38	69	100	100	100	100

4 障害者の生活を支援する人材の育成

障害者の意思疎通を支援する人材を確保し、資質の向上を図るために研修を計画的に実施します。

① 手話通訳者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
手話通訳者養成研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	28	22	30	30	30	30

② 要約筆記者養成研修事業

聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等について理解し、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記に必要な知識及び技術を習得した要約筆記者を養成する研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
要約筆記者養成研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	16	15	15	15	15	15

③ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、音声訓練を行う指導者を養成する研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	5	4	5	5	5	5

5 障害者虐待防止のための職員の資質向上

障害者虐待の未然防止や発生後の適切な対応のため、通報等の対応を行う市町村職員を対象とした対応力向上の研修、福祉施設における虐待の防止等のため事業者の設置者・管理者及び従事者向けの研修を実施します。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
障害者虐待防止・権利擁護研修事業	コース数	3	3	3	3	3	3
	受講者数	348	438	400	400	400	400

VI 地域生活支援事業等

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を継続的に営むためには、障害福祉サービスの利用とともに、相談支援、障害者等に対する周囲の理解の促進、手話などの意思疎通に関する支援、障害者自身の社会活動への参加が不可欠です。

これらの相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業や国が特に促進すべき事業として位置付け実施する地域生活支援促進事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

このため県では、市町村に対し、地域の特性や利用者のニーズなどの状況に応じて、柔軟に事業を実施するよう周知するとともに、県でも市町村の範囲を越える広域的な事業や、より専門性の高い人材育成などの事業を実施し、県と市町村が役割を分担しながら効果的・効率的に地域生活支援事業等を実施します。これにより、本県の障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るもので

1 市町村が実施する地域生活支援事業等

障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業、利用者の状況に応じて柔軟に対応する相談支援、意思疎通支援、移動支援等の事業を市町村の創意工夫により実施します。

各事業内容や利用者負担は、それぞれの市町村ごとに異なります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業。(教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動)

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業。(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援)

(3) 相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業。(障害者相談支援事業、基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援事業)

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に、成年後見制度の利用を支援する事業。

(5) 成年後見制度法人貢献支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援する事業。(法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的な実施のための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援)

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎

通の円滑化を図る事業。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る事業。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立を推進する事業。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う事業。(個別支援、グループ支援、車両移送)

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を図る事業。

市町村では、これらの事業のほかに地域の実情に応じて、福祉ホームの運営や、知的障害者職親委託、日中一時支援などの取組を実施します。

平成29年度 市町村地域生活支援事業等の取組状況(見込み)

区域	市町村名	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		理解促進 研修・啓 発	自発的活 動支援	基幹相談 支援セン ター等機 能強化	住宅入居 等支援	成年後見 制度利用 支援	成年後見 制度法人 後見支援	意思疎通 支援	日常生活 用具給付 等	手話奉仕 員養成研 修	移動支援	地域活動 支援セン ター機能 強化	任意事業	日常生活 支援	社会参加 支援	就業・就 労支援	特別支援 事業
青森県全体		6	4	22	2	24	1	29	40	11	33	25	37	7	5	1	5
青森市	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平内町		○		○			○	○		○	○	○					
今别町		○		○				○		○	○	○					
蓬田村		○					○	○									
外ヶ浜町		○		○				○		○	○	○					
弘前市		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○			○
黒石市		○		○			○	○	○	○	○	○		○			
平川市				○			○	○		○				○			
西目屋村								○									
藤崎町					○			○	○		○			○			
大鷲町					○			○	○		○	○		○			
田舎館村								○	○		○						
板柳町	○	○					○	○		○	○						
八戸市	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○			
おいらせ町		○		○				○	○		○	○		○			
三戸町							○	○			○	○					
五戸町		○		○			○	○			○	○		○			○
田子町		○					○	○			○	○		○			○
南部町		○		○			○	○			○	○		○			○
階上町		○		○			○	○			○	○		○			
新郷村		○						○			○	○		○			
五所川原市			○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	
つがる市			○		○		○	○	○	○	○	○		○	○		
鰐ヶ沢町	○				○		○	○			○	○		○			
深浦町	○							○			○						
鶴田町					○		○	○			○	○		○			
中泊町		○					○	○			○						
むつ市	○		○				○	○	○	○	○	○		○			
大間町									○								
東通村								○	○		○			○			
風間浦村			○						○								
佐井村			○		○			○									
十和田市	○		○		○		○	○	○	○	○	○		○		○	○
三沢市	○	○			○		○	○	○	○	○	○		○			
野辺地町			○		○			○		○	○			○			
七戸町								○	○		○	○		○			
六戸町						○		○	○	○	○	○		○			
横浜町								○	○		○	○					○
東北町								○	○		○	○		○			○
六ヶ所村									○		○	○		○			

2 県が実施する地域生活支援事業等

地域生活支援事業における県の役割の一つである専門性の高い相談支援事業については、既に実施している事業については事業の充実を図るほか、今後着手すべき事業については、実態に即して支援に向けた体制の整備を図ります。また、広域的な支援に向けた対応としては、市町村の方針を尊重しつつ、圏域における相談支援体制の整備を推進するためのネットワーク構築を目指します。

(1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供、県民への普及啓発、支援のためのネットワーク体制づくりなどを行い、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援をします。

① 発達障害者支援センター運営事業

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害者に対する支援を総合的に行う地域の拠点である発達障害者支援センターでは、本人や家族に対する相談・発達・就労の各支援に加え、県内の発達障害者支援に携わっている方々への研修及び県民等に対する普及啓発を行います。

発達障害者支援センター運営事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	1	3	3	3	3	3
	利用者数	709	1,501	1,800	1,800	1,800	1,800

② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

記憶障害・注意障害・社会的行動障害などの高次脳機能障害等を有する人の自立と社会参加を推進するため、支援拠点（弘前脳卒中・リハビリテーションセンター）を中心として、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に対する普及啓発、障害者の支援手法等に関する研修を行います。

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	拠点箇所数	1	1	1	1	1	1
	相談件数	408	535	550	560	570	580

③ 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の生活を支えるため、障害児（者）施設が有する機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図ります。

本事業では、障害児（者）施設職員の訪問による療育指導、障害児（者）施設への来所による専門的な療育相談・指導、障害児（者）施設職員による障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行います。

障害児等療育支援事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	5	5	5	5	5	5
	利用者数	2,504	1,541	1,490	1,490	1,490	1,490

（2）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 手話通訳者養成研修事業【再掲】

手話通訳者養成研修事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	修了件数	28	22	30	30	30	30

② 要約筆記者養成研修事業【再掲】

要約筆記者養成研修事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	修了件数	16	15	15	15	15	15

（3）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	利用件数	33	52	40	40	40	40

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	利用件数	3	7	18	20	20	20

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう支援します。

意思疎通支援を行 う者の派遣に係る 市町村相互間の連 絡調整事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施件数	13	45	45	45	45	45

(5) 広域的な支援事業

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイサーを配置し、地域で対応困難な事例に係る助言や、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援等、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を行います。また、各圏域に自立支援協議会を設置し、各圏域レベルの障害福祉に関する相談支援体制のシステムづくりに関する協議を行います。

相談支援体制整備 事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	配置人数	3	3	3	3	3	3

② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援等を推進するため、各圏域において、地域生活支援広域調整会議を設置し、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制づくり等に関する協議を行います。

地域生活支援広域調 整会議等事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	開催回数	6	6	6	6	6	6

イ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害時等の緊急時においても専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、運営委員会を設置し支援体制の検討を行います。

災害派遣精神医療チーム体制整備事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	開催回数	2	1	2	2	2	2

③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する発達障害者支援地域協議会を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図ります。

発達障害者支援地域協議会による体制整備事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	開催回数	1	1	1	1	1	1

(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービスや相談を行う者やサービス提供者に必要な指導を行う管理者を育成し、サービスや相談支援の質の向上を図ります。

① 障害支援区分認定調査員等研修事業【再掲】

障害支援区分認定調査員等研修事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施回数	2	1	2	1	2	1

② 相談支援従事者養成研修事業【再掲】

相談支援従事者養成研修事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施回数	3	3	3	3	3	3

③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業【再掲】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施回数	1	1	1	1	1	1

④ 居宅介護従事者等養成研修事業【再掲】

障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等（同行援護従事者）の養成を図ります。

居宅介護従事者等養成研修事業 (実施(見込)回数)		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施回数	2	1	1	1	1	1

⑤ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施回数	8	8	8	8	8	8

⑥ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業【再掲】

音声機能障害者発声訓練指導者養成事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	5	4	5	5	5	5

(7) 日常生活支援

① オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）に対し、青森県身体障害者福祉協会、日本オストミー協会青森県支部、医療機関、ストマ用装具取扱業者等と連携し、県内6地区においてストマ用装具や社会生活に関する講習を実施します。

オストメイト社会適応訓練事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	6	6	6	6	6	6
	受講者数	340	400	400	400	400	400

② 音声機能障害者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、青森県身体障害者福祉協会、青森県喉頭者福祉団体（青森喉友会）と連携し、青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院の3箇所において発声訓練を行います。

音声機能障害者発声訓練事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	1,097	790	790	790	790	790

(8) 社会参加支援

① 手話通訳者設置

聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者を県障害福祉課と青森県聴覚障害者情報センターに配置します。

手話通訳者設置		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	設置箇所数	2	2	2	2	2	2
	設置者数	3	3	3	3	3	3

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

字幕や手話を挿入したDVDを製作し、青森県聴覚障害者情報センターに整備し聴覚障害者等へ貸し出します。

字幕入り映像ライ ブラリーの提供		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	貸出箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	48	38	50	50	50	50

③ 点字による即時情報ネットワーク

社会福祉法人日本盲人会連合会が提供する毎日の新しい情報を、青森県視覚障害者情報センターが受け取り、点字物や音声等により希望者へ提供します。

点字による即時情 報ネットワーク		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	52	50	50	50	50	50

④ 障害者ITサポートセンターの運営

障害者の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、総合的なサービス提供拠点として、障害者ITサポートセンターを設置し、関係団体や県内の社会福祉協議会等と連携し、体感ルームの運営や障害者別講習会を実施します。

障害者ITサポートセンタ ーの運営		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	425	450	450	450	450	450

⑤ パソコンボランティアの養成

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。

パソコンボランティアの養成		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	養成人数	1	1	1	1	1	1

⑥ 障害者社会参加推進センターの運営

障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に県障害者社会参加推進センターを設置・運営します。

障害者社会参加推進センター運営		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	箇所数	1	1	1	1	1	1

⑦ 身体障害者補助犬育成事業

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することにより、社会参加が見込まれる人に対し、その育成に要する費用を助成します。

身体障害者補助犬育成事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	利用者数	2	1	1	1	1	1

⑧ 奉仕員養成研修

点字図書、録音図書の増冊や普及に協力するとともに、市町村等の依頼により点字による文書の翻訳や作成等へ協力する点訳奉仕員、対面朗読へ協力する朗読奉仕員、聴覚障害者の日常生活上の初步的な意思疎通を支援する手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
点訳奉仕員養成研修	受講者数	5	7	5	5	5	5
朗読奉仕員養成研修	受講者数	6	7	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修	受講者数	16	16	20	20	20	20

⑨ スポーツ・レクリエーション教室開催

障害者の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツの普及を図るため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館においてスポーツ・レクリエーション教室を開催します。

スポーツ・レクリエーション教室開催		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	参加者数	642	657	704	700	700	700

⑩ 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動の振興を図るため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表や参加の場を設け、情報提供するなどの支援をします。

芸術・文化講座開催等事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	利用者数	400	360	360	360	360	360

⑪ サービス提供者情報提供等事業

障害者が都道府県を移動する場合に、現地のガイドセンター、聴覚障害者情報センター等と連携を図り、目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、情報提供や連絡調整等を行います。

サービス提供者情報提供等事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1

(9) 地域生活支援促進事業

① 発達障害支援体制整備事業

発達障害児（者）に対して、県発達障害者支援センターを中心として乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。

発達障害支援体制整備事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	研修会等実施回数	15	13	12	12	12	12

② 障害者虐待防止・権利擁護研修事業【再掲】

障害者の虐待防止及び養護者の支援を図るため、市町村担当職員、障害者福祉施設の設置者・管理者、従事者等に対し、障害者虐待の防止や発生時の対応、権利擁護に関する研修を実施します。

障害者虐待防止・権利擁護研修事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施回数	3	3	3	3	3	3
	受講者数	348	438	400	400	400	400

③ 障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センターでは、障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活上・社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域において必要な指導、助言等を行います。

センターの運営は、労働局と県で分担し、県は生活支援に係る運営を社会福祉法人等に委託します。各センターでは雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連絡会議を組織した上で、障害者の職業生活を継続する上での多様な問題に対応するための連絡調整等を行っています。

障害者就業・生活支援センター事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施箇所数	6	6	6	6	6	6
	利用者数	1,583	1,785	1,936	2,100	2,100	2,100

④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	修了者数	—	—	—	24	24	12

⑤ 強度行動障害支援者研修事業【再掲】

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進める「基礎研修」及び基礎研修を終了した者が強度行動障害を持つ者等に対し適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進める「実践研修」を実施します。

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業	実施回数	1	2	2	2	2	2
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業	実施回数	1	1	1	1	1	1

⑥ 手話講習会開催事業

手話技術を取得していない聴覚障害者及び健常者を対象に手話に関する講習会を実施します。

手話講習会開催事業		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	実施回数	48	51	50	50	50	50

⑦ 精神障害者家族学習交流会・回復者交流会の実施

精神障害者、回復者、精神障害者の家族、地域住民等を対象に学習交流会等を開催し、精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、地域における支援体制づくりやボランティアの養成等を促進します。

精神障害者家族学習 交流会・回復者交流会		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
	参加人数	968	855	830	830	830	830

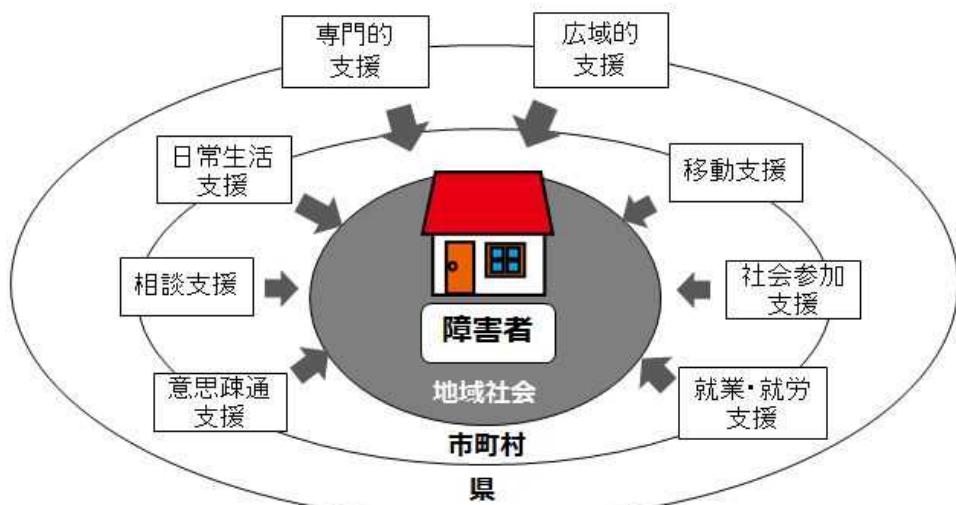
3 各事業の見込量の確保の方策

本計画における基本的目標(P4)では、障害者支援施設や精神科病院からの地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行の推進を掲げ、具体的な成果目標(P32～40)を設定しています。

障害者が、地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用とともに、障害者の日常生活をサポートする事業や障害者が社会の様々な場面で活動するための支援が必要です。地域生活支援事業等には、このような支援として、①相談支援、②意思疎通支援、③移動支援、④日常生活支援、⑤社会参加支援、⑥就業・就労支援、⑦専門的な支援、⑧広域的な支援等に関する事業があり、障害者が地域で生活しやすい環境の整備を図っています。

現在、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院していて、今後地域において生活することができると思われる障害者や、福祉施設から一般就労への移行を目指す障害者が、社会の一員として新たに自立した生活ができるよう、県は市町村と連携し地域生活支援事業等の効果的な実施を推進します。

また、各事業の実施に当たっては、障害者等のニーズを十分に踏まえたうえで、専門性を有する社会福祉法人や団体に委託するなどして実施し、見込量の確保を図ります。



地域生活支援事業等の支援イメージ

VII 教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組

本県における民間企業（50人規模以上の企業）の障害者雇用の状況は、平成29年6月1日現在で雇用されている障害者の数が3,073.5人（前年比184.5人、6.4%増加）、うち新規雇用（1年間）は286.5人、実雇用率は2.06%（前年比0.08ポイント上昇）となりました。障害者雇用率は年々増加しており、民間企業の法定雇用率である2.0%を初めて上回ったところであるが、未達成企業の割合は42.9%となっています。

障害者の就労を促進するためには、ハローワークなどの労働局、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等における公的な就労支援の施策のほか、本県でも、特別支援学校において就職指導や生徒のキャリア教育、商工労働部において事業主に対する理解促進や障害者の雇用先の開拓など、多方面での取組を行っています。

また、農林水産部においては、「農福連携」として農業分野における障害者の就労促進の取組を開いているとともに、健康福祉部では、一般就労が困難な障害者が意欲的に生産活動に取り組むことができるよう、障害者就労継続支援（B型）事業所の工賃向上を図る取組を実施しています。

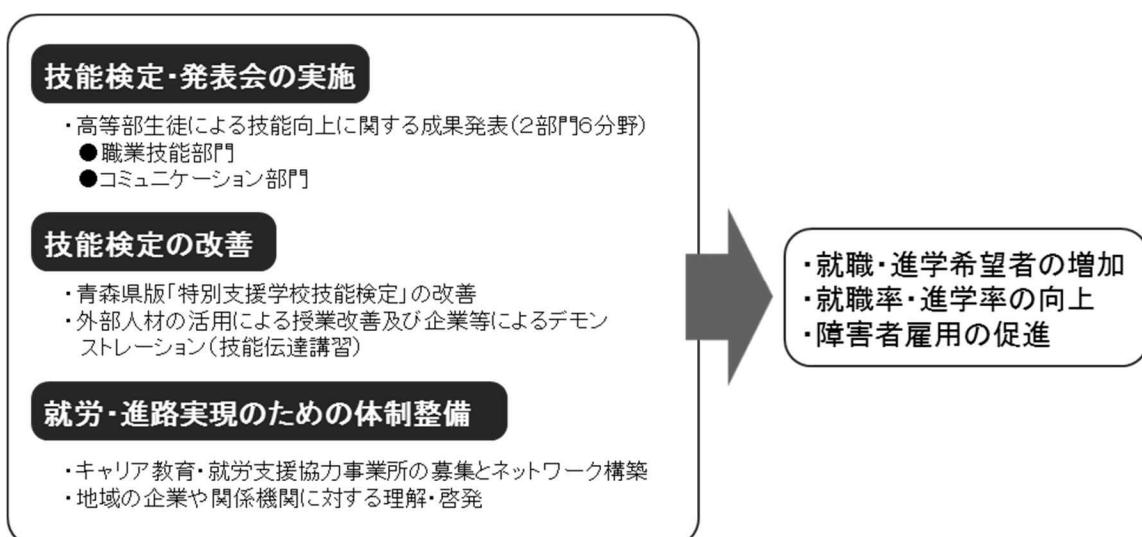
1 教育行政における支援（平成30年度実施事業）

（1）特別支援学校就職促進事業（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識等を育成し、生徒及び事業所等の相互理解を促進するとともに、産業現場等における実習を円滑に実施するための条件整備を図ります。

（2）特別支援学校技能検定事業（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部に在籍する生徒の将来に対する「夢や志」や「チャレンジする心」の育成を目的とした青森県版「特別支援学校技能検定」を実施するほか、地域の外部人材を活用した授業改善を図るなど、生徒の進路実現のための体制整備を進めることによって特別支援学校におけるキャリア・職業教育の充実を図ります。



(3) 特別支援学校生徒の夢や志を支援する就労促進事業

青森県教育庁障害者就労促進センターを設置して特別支援学校卒業生等を雇用（期限付き）し、企業への就労移行を円滑に進める職業スキル等の育成のためのプログラム開発を行うほか、学校職員や企業等への就労促進に関する理解啓発を図るなど、特別支援学校卒業者等の進路希望を実現するための就労移行に関する研究及び体制整備を行います。

(4) 特別支援学校進路指導主事研究協議会（教員対象）

特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議を行います。

2 雇用行政における支援（平成30年度実施事業）

(1) 障害者雇用促進事業

障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用優良事業所等表彰式典を開催します。

(2) 障害者雇用促進加速化事業

障害者雇用に対する事業主への理解促進及び障害者の雇用先の開拓、職業訓練や職場実習の支援体制の強化並びに職業訓練を受講しやすい環境を整備し、障害者の雇用促進を図ります。

3 農業行政における支援（平成30年度実施事業）

○ 農福連携の推進体制強化事業【重点】

農業分野における障害者就労の拡大と持続に向け、求人・求職情報を共有する仕組みづくりと、障害者の働きやすい環境づくりを推進します。

具体的には、農業側の求人と福祉側の求職の情報共有体制を構築します。そのために農業者が求人する時期別・難易度別作業等の情報と福祉事業所の取組意向や就労可能な障害者の情報の収集とデータベース化を行います。

また、障害者の就労環境の向上を図るため、レベルアップ研修会や現地検討会を開催し農業者の障害者に対する接遇能力等の向上と福祉事業所職員の農作業知識等の向上に取り組みます。加えて、県民へ農業と福祉の理解の醸成に向け農福連携促進セミナー等を開催します。

4 福祉行政における支援（平成30年度実施事業）

教育・就労等の関係機関との連携を促進させ、事業者が実施する一般就労に向けた取組とあいまって、1人でも多くの利用者について一般就労に結びつくよう、また、一般就労に伴う日常生活、社会生活上の必要な支援を実施することで、障害者の一般就労後の職業生活における自立を図るための環境を整えます。

また、障害者就労継続支援（B型）事業所における工賃の向上を図るための取組を行い、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を図ります。

○ 障害者就労施設工賃向上支援事業【重点】

就労継続支援（B型）事業所の工賃向上を支援するため、市町村を巻き込んだ取組の展開として、関係者による協議会を県内6圏域ごとに設置し、就労継続支援（B型）事業所の物品や役務の発注に対する意見交換を行い、効率的な販売促進を目指します。

また、低工賃の事業所に対して実地による指導を行い、課題の把握、工賃向上のための計画作成を支援します。

青森県障害福祉サービス実施計画（第5期計画）策定経過	
年 月 日	内 容
平成 29 年 10 月 19 日	第 1 回青森県障害者施策推進協議会
平成 29 年 12 月 21 日	第 2 回青森県障害者施策推進協議会
平成 30 年 2 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 2 日	パブリックコメント
平成 30 年 3 月 19 日	第 3 回青森県障害者施策推進協議会

青森県障害者施策推進協議会

- 1 設置根拠 障害者基本法第 36 条第 1 項
- 2 設置年月日 平成 6 年 6 月 1 日
- 3 担当事務 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 1 項の規定により次の事務をつかさどる。
- ① 県障害者計画に關し、障害者基本法第 11 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - ② 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - ③ 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 4 委員構成 関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 5 定数・任期 16 人以内 2 年
- 6 委員名簿（五十音順 平成 30 年 3 月）

氏 名	役 職 等
相場 博	一般社団法人青森県建築士事務所協会会長
青田 俊枝	社会福祉法人青森県社会福祉協議会青森県介護実習・普及センター所長
阿部 弘子	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会理事長
安保 由美	青森県自閉症協会副会長
磯辺 登志子	青森県精神障害者福祉事業者協会理事
大山 力	弘前大学大学院医学研究科教授
小田垣 妙子	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会理事
笠松 和広	青森労働局職業安定部長
谷川 幸子	青森県重症心身障害児（者）を守る会会长
○對馬 礼子	元青森県視覚障害者情報センター所長（元県立盲学校校長）
蒔苗 道子	特定非営利活動法人青森県精神保健福祉会連合会理事
町田 徳子	青森県発達障害者支援センター「ステップ」センター長
松橋 広美	八戸市福祉部障がい福祉課副参事
山越 亮子	一般社団法人青森県ろうあ協会理事
◎山田 金治	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会长
山本 富士子	青森県社会福祉施設経営者協議会理事

◎会長 ○副会長

「青森県障害福祉サービス実施計画（第5期計画）」

発行 青森県健康福祉部障害福祉課
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-734-9307 FAX 017-734-8092